

計画期間：平成29(2017)年度  
～ 平成35(2023)年度

# 宮 若 市 地 域 福 祉 計 画



## 地 域 福 祉

地域福祉とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

(全国社会福祉協議会 HP より)

平成 29(2017)年 3 月  
宮 若 市



## はじめに

**「誰もが安心して暮らせる、  
みんなで支え合う地域づくり」をめざして**



近年の、急速な少子・高齢化の進行や、核家族化、共働き世帯が増加する中で、地域・家庭を取り巻く環境も変化し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯といった社会から孤立しがちな人たちや、低所得者層の増加に伴う子どもの貧困といった新たな問題が顕在化しています。

宮若市では、「高齢者福祉計画」、「障がい者福祉計画」、「子ども・子育て支援計画」など各福祉分野の個別計画に基づき、福祉のまちづくりの推進に努めてきましたが、人と人、人と地域の繋がり希薄化が進み新たな課題が生じ、行政サービスだけでは対応できない課題も増加してきています。

このような課題に対応するため、利用者の立場に立った福祉サービスの利用など地域において安心して暮らせるように、社会福祉法で示された「地域福祉の推進」を実現するため、宮若市地域福祉計画を策定しました。

地域福祉計画では、地域の一人ひとりが「思いやり」、「支え合い」の心を育み、個と個の「絆」を深めて心豊かに安らぐことができるような地域社会を築いていくことを基本と致しております。

また、「誰もが安心して暮らせる、みんなで支え合う地域づくり」を進めていくには、隣近所をはじめ地域での「支え合い、助け合い」の意識や取り組みが重要であり、さらに地域での取り組みを広げていくことで、公的サービスと併せて、より暮らしやすいまちづくりにつながっていくものと考えます。

市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

宮若市長  
有吉 敏

## 目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	地域福祉計画の位置づけ	6
第3節	計画期間	7
第2章	宮若市の現状と課題	9
第1節	人口と世帯の状況	9
1	人口構成	9
2	世帯数、世帯人員	12
第2節	地域の支援を必要とする人々の状況	13
1	高齢者の状況	13
2	障がい者の状況	16
3	子ども・子育ての状況	21
4	その他の支援を必要とする人の状況	27
5	地域の状況	28
第3節	地域の支援を必要とする人々の課題	30
1	高齢者支援の課題	30
2	障がい者支援の課題	31
3	子ども・子育て支援の課題	31
4	その他の支援を必要とする人への支援の課題	32
第3章	計画策定にあたっての基本的な考え方	33
第1節	各計画の取り組み	33
1	高齢者福祉計画の取り組み	33
2	障がい者計画の取り組み	34
3	子ども・子育て支援事業計画の取り組み	35
第2節	計画の基本理念	37
第3節	計画の基本目標	37
第4章	計画を進めるための施策の展開	41
第1節	【基本目標1】安心して暮らせる地域福祉の充実	41
1	情報の提供	41
(1)	福祉サービスの情報提供	42
(2)	福祉サービスの情報交換と共有	43
2	相談支援体制の充実	44
(1)	相談機能	45
(2)	身近な相談支援	46
3	福祉サービスの充実	47
(1)	福祉サービスの量と質	48
4	生活支援の充実	49
(1)	生活支援	49
5	権利擁護の推進（個人の権利が守られること）	54
(1)	権利擁護事業の確実な実施	55

(2)	人権擁護の啓発.....	56
第2節	【基本目標2】「福祉のこころ」と「地域のきずな」を育む支援	57
1	地域福祉の啓発と推進.....	57
(1)	地域福祉の啓発.....	57
(2)	地域福祉の推進.....	58
2	地域福祉の人材の育成と活動支援.....	59
(1)	民生委員・児童委員.....	59
(2)	福祉委員と地域ボランティア.....	60
第3節	【基本目標3】地域の福祉活動への参画と協働.....	61
1	地域活動への参加.....	61
(1)	地域活動への参加推進.....	61
(2)	ボランティア活動の推進.....	62
2	地域交流の推進.....	63
(1)	地域交流の場の拡充.....	63
(2)	地域交流活動.....	64
第4節	【基本目標4】地域と行政の連携強化.....	65
1	地域と行政のネットワーク.....	65
(1)	地域福祉情報の提供、共有.....	66
(2)	社会福祉協議会との連携.....	67
第5章	計画の推進に向けて.....	69
第1節	行政による計画の推進.....	69
1	計画の公表、周知、啓発.....	69
2	計画の推進と連携.....	69
3	計画の進捗状況の点検、評価.....	69
資料	.....	71
用語	.....	71
宮若市地域福祉計画策定委員会設置要綱	.....	83

#### おことわり

- ・本計画書中において、「割合」を表すパーセント数字「〇〇.〇%」又は「〇〇.〇〇%」は、小数点以下第2位又は第3位で四捨五入している表示です。したがってそれぞれの割合を足し合わせても「合計」の割合と一致しない場合があります。
- ・本市では、平成24(2012)年4月1日以降、新たに作成・発出及び改定する計画、文書、広報、ホームページ、パンフレット等については、基本的に「障害」の「害」の字をひらがな「がい」で表記することとしています。  
ただし、次に掲げる場合は、引き続き「障害」を漢字で表記します。
  1. 法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられ特定のものを指す用語
  2. 組織、関係団体、関係施設の名称、固有名詞
  3. 医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合
  4. 他の文書や法令等を引用する場合
  5. その他漢字使用が適切と認められる場合



# 第 1 章 計画策定にあたって





## 第1章 計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の背景

#### ■ 地域福祉推進の必要性

第二次世界大戦後のわが国の社会福祉の制度は、失業者、戦災者、引揚者、傷病軍人とその家族、軍人の遺族等の生活困窮者対策から始まり、生存権を保障した憲法第25条の下、児童福祉法や身体障害者福祉法、生活保護法等の法律が整備され、昭和26(1951)年には社会福祉事業法が成立し、実施体制が整えられてきました。

社会福祉事業法では、社会福祉の増進に資することを目的に社会福祉事業の共通的基本事項を定め、行政機関に福祉事務所を設置することや、社会福祉事業を実施する社会福祉法人や社会福祉協議会の設置について規定されています。

経済の発展にともなう産業構造の変化により、生活に便利な都市部への現役世代の集中による地方の過疎化や生活様式(ライフスタイル)の多様化、晩婚化などを背景に核家族化、少子高齢化も進んでいきました。最近では雇用の非正規化も進んで、低所得者層が増え新たに「子どもの貧困」という問題も顕在化してきています。

このような人々の暮らしの変化にともなって、福祉のニーズも増大し、多様化しています。

また近年では、少子高齢化による家族形態の変化や地域コミュニティの希薄化などを背景に「孤立死」などの社会的孤立や、高齢者が家族を介護する「老老介護」、家族や事業所といった閉じた社会での弱者虐待なども、マスメディアに深刻な問題として扱われるようになってきました。

こうしたなか、平成12(2000)年にこれまでの社会福祉事業のあり方を示していた社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、利用者の立場に立った福祉サービスの適切な利用についての規定や、「地域福祉の推進」が示され、市町村には「地域福祉計画」の策定が求められてきました。

#### (参考) 社会福祉法第4条【地域福祉の推進】

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

国や行政の社会福祉施策の取り組みは、その時代におけるさまざまな福祉課題を解消すべく、将来予想される課題も踏まえながら分野毎に充実してきているところです。

しかしながら、制度のすき間にあって公的サービスで対応できずに国や行政の支援を受けることができない場合や、災害時や緊急時等の非常時、あるいは公的サービスを受けていてもそれだけでは十分とはいえない場合もあり、公的サービス以外の支援が必要となっています。

隣近所や地域の団体をはじめとする地域での「支え合い、助け合い」の意識やその取り組みは重要であり、地域での取り組みを広げることで、公的サービスを補うことができ、より暮らしやすいまちづくりにつながっていくといえます。

そのためには行政はこうした地域での取り組みを支援し、また共に取り組んでいくこと（協働）が重要であり、市民一人ひとり及び地域のさまざまな団体等の理解や協力も必要です。

## ■ 計画における「地域」

本計画において、市民や本市で活動している企業、団体等及びそれに関わる市外の個人、団体等も含めた「あつまり」を「地域」と呼びます。

「地域」には、市区町村のように地理的な範囲を単位とする考え方と活動を単位とする考え方があり、地域福祉の推進にはそれぞれが手をつなぎ効果的に協働していくことが大切です。

### 活動を単位とする地域の例

- 地域住民個人
- 隣近所
- 身体障害者福祉協会
- 自治会、地縁型組織
- 一般企業、商店街
- 民生委員・児童委員、福祉委員
- ボランティア、ボランティア団体
- 特定非営利活動法人（NPO法人）等
- 農業協同組合、消費生活協同組合
- 社会福祉協議会、社会福祉法人
- 社会福祉従事者（民間事業者を含む）
- その他の団体

### 地域全体

### 個人と地域の関わり(イメージ)



## ■ 地域福祉とは

地域福祉とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です（全国社会福祉協議会HPより）。

地域福祉を推進していくことは、生活課題全てを公的サービスだけで対応するのは困難であり、公的サービスで対応できない、あるいは公的サービスでの対応が適切でないニーズに対して、地域住民や地域団体を主体とする地域が担い手となって行政等と協働し、きめ細やかな対応によって課題の解決を図り、市民生活の質を高めることが期待できます。

地域福祉の出発点は、市民一人ひとりのお互いの「思いやり」や「助け合い」だと考えます。

本来、自分だけでは解決できない生活課題を抱えた時は隣近所の助けを借りて、それでも解決できない場合は、地域の代表者や集まりに助けを借りて解決しようとしていました。

現代の日本では、このような地域社会のつながりの希薄化が進み、主な福祉分野において社会保障制度の公的サービスが充実しつつあるなかで、「地域福祉」を推進し、公的サービスで対応できないような課題に地域ぐるみで対応できるようにすることが求められています。

■ 「自助」「共助」「公助」

「自助」とは、自分や家族が主体となり、自らを支えることをいいます。

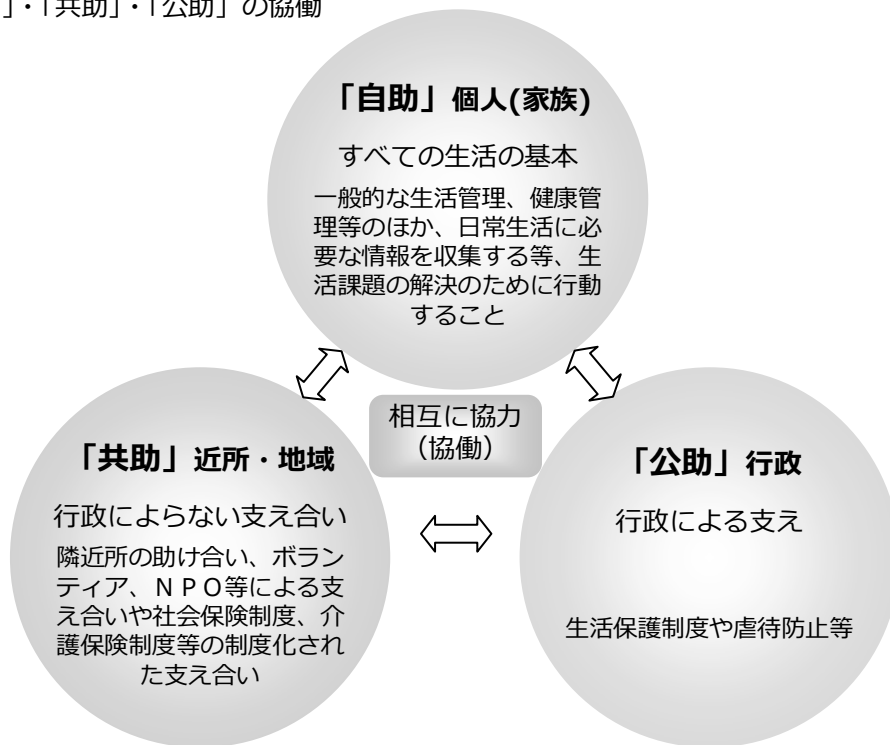
「共助」とは、地域の人々の支え合いや、組織された支え合いをいいます。

※介護保険制度等では、「共助」を二つに分けて、隣近所の助け合い・ボランティア・NPO等の地域によるお互いの支え合いを「互助」といい、社会保険制度、介護保険制度等の制度化された支え合いを「共助」という場合もあります。

「公助」とは、行政が責任を持って支えることをいいます。

住み慣れた地域で、安全・安心な生活を続けていくためには、「自助」・「共助」・「公助」が協働して支え合うことが大切です。

「自助」・「共助」・「公助」の協働



厚生労働省の地域保健対策検討会では、平成 24(2012)年 3 月の「地域保健対策検討会報告書」で「地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等（ソーシャルキャピタル）の核となる人材の育成や、その存在する場である学校や企業、NPO等の民間団体、ボランティアや自助グループなどへの支援や活用を通じて地域住民の共助活動の活性化を図ることが重要」と指摘しています。

この指摘を踏まえて地域福祉を推進していくことが大切です。

## 第2節 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画です。

(参考) 社会福祉法第107条【市町村地域福祉計画】

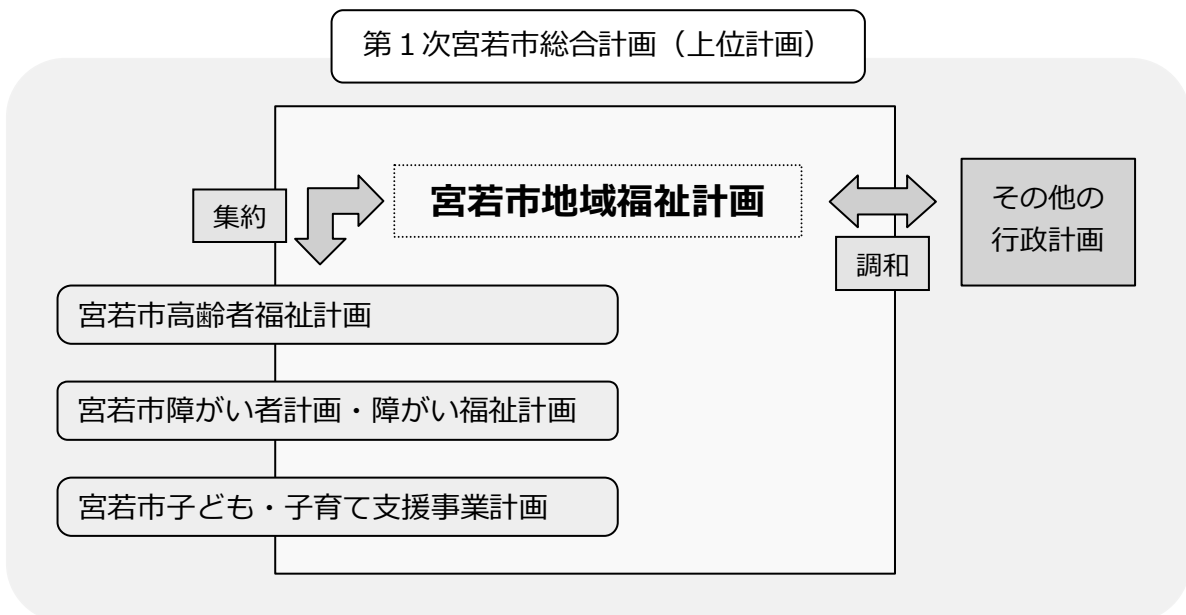
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本計画は、国が示した市町村地域福祉計画の策定指針や関連通知、福岡県が示した「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」等に基づき策定します。

策定にあたっては、「宮若市地域福祉計画策定委員会」と、補助機関である「宮若市地域福祉計画策定作業部会」を設置し、本市で過去に実施された地域福祉関連の意識調査等の結果を踏まえながら、策定作業を進めてきました。

また、本計画は第1次宮若市総合計画を上位計画とし、「宮若市高齢者福祉計画」、「宮若市障がい者計画・障がい福祉計画」及び「宮若市子ども・子育て支援事業計画」の3つの福祉計画の地域福祉に関する部分を集約し、その他の行政計画とも調和を保ちながら、本市の地域福祉の推進に関する基本的な方向性を示すものです。



### 第3節 計画期間

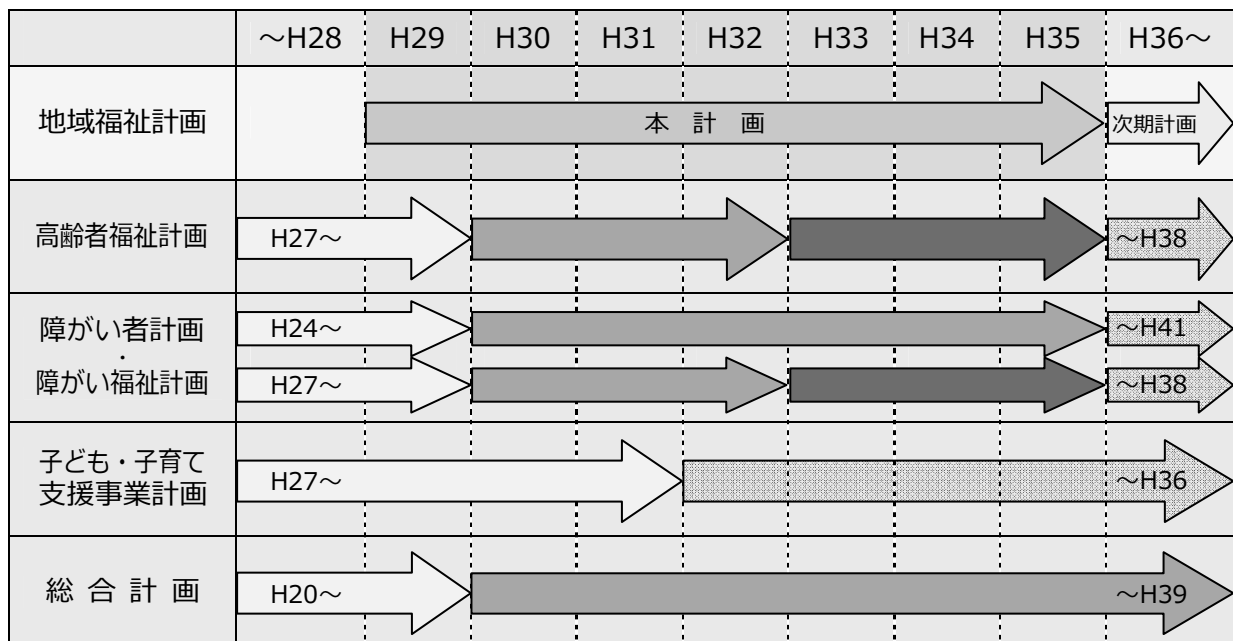
福岡県が示した「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」では、市町村が策定する地域福祉計画の期間は、「おおむね5年」とし、「地域の実情に応じて計画期間を変更することも考えられる」としています。

また、本計画は前節で示したとおり、3つの福祉計画の地域福祉に関する部分を集約し、その他の行政計画との調和を保ちながら策定することとしています。

こうしたことを踏まえ、「宮若市高齢者福祉計画」及び「宮若市障がい者計画・障がい福祉計画」の最終年が、平成35(2023)年度となっていることから、本計画の期間は、平成29(2017)年度から平成35(2023)年度までの7年間とします。

また、高齢者、障がい者及び子ども子育てに関する福祉計画を見直す時期や関連福祉法令、制度の大幅な改正等が施行された場合等については、それぞれの福祉計画においてその旨を記載すると共に、本計画の見直しの必要性を検討したうえで、必要な見直しを行うことに努めることとします。

各計画の期間







## 第 2 章 宮若市の現状と課題



## 第2章 宮若市の現状と課題

### 第1節 人口と世帯の状況

#### 1 人口構成

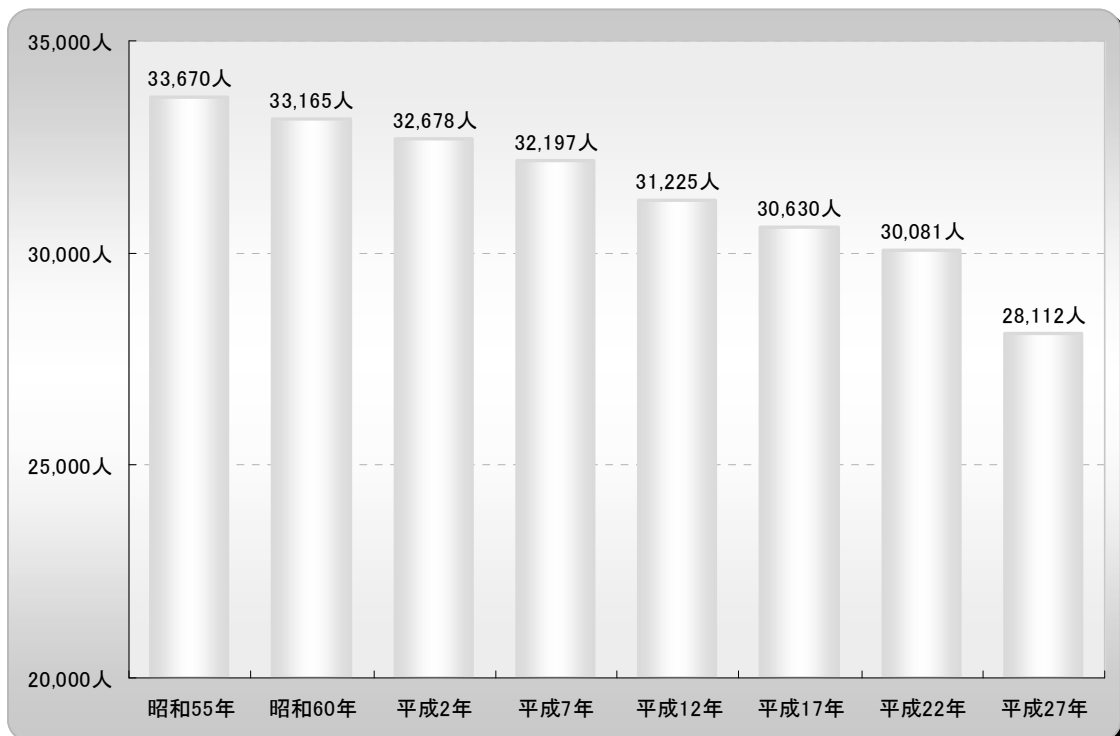
##### ■ 本市の総人口の推移

国勢調査によると本市の総人口は、昭和 55（1980）年からは減少傾向が続  
き、昭和 55（1980）年の 33,670 人に対し、平成 27（2015）年では  
28,112 人と 16.5%減少しています。

総人口の推移

昭和 55 年 (1980 年)	昭和 60 年 (1985 年)	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
33,670 人	33,165 人	32,678 人	32,197 人	31,225 人	30,630 人	30,081 人	28,112 人
昭和 55 年 を基点とし た増減率	▲1.5%	▲2.9%	▲4.4%	▲7.3%	▲9.0%	▲10.7%	▲16.5%

国勢調査 昭和 55(1980)年～平成 27(2015)年 各年 10 月 1 日時点



また、国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」によると、本市の将来の人口は、減少を続け「団塊の世代」の人々が 75 歳以上になる平成 37(2025)年には 26,483 人になると見込まれています。

一方で、平成 28 年 3 月に策定した「宮若市人口ビジョン」によると、本市における人口の将来展望は、「宮若市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の人口増加施策の展開を踏まえ、人口の減少幅が抑制されるとしています。

総人口の将来推計

	平成 32 年 (2020 年)	平成 37 年 (2025 年)	平成 42 年 (2030 年)	平成 47 年 (2035 年)	平成 52 年 (2040 年)	
総人口	27,721 人	26,483 人	25,255 人	24,022 人	22,751 人	
①	年少人口	3,314 人	2,857 人	2,681 人	2,545 人	2,386 人
	生産年齢人口	14,751 人	14,184 人	13,632 人	13,194 人	12,388 人
	高齢者人口	9,656 人	9,442 人	8,942 人	8,283 人	7,977 人
② 総人口	28,497 人	27,816 人	26,975 人	26,131 人	25,258 人	

①国立社会保障・人口問題研究所による推計

②本市における人口増加施策展開による推計（宮若市人口ビジョン）



■ 本市の年齢3区分別の人口構成

本市の人口構成を国勢調査による年齢3区分別で見ると、昭和55(1980)年から平成27(2015)年の間に、年少人口(0歳～14歳)は19.0%から12.3%と減少し、生産年齢人口(15歳～64歳)は66.4%から54.4%と減少していますが、高齢者人口(65歳以上)は、14.6%から33.1%と増加しており、3人に1人が高齢者という状況にあり、今後も少子高齢化の傾向が続くものと見込まれています。

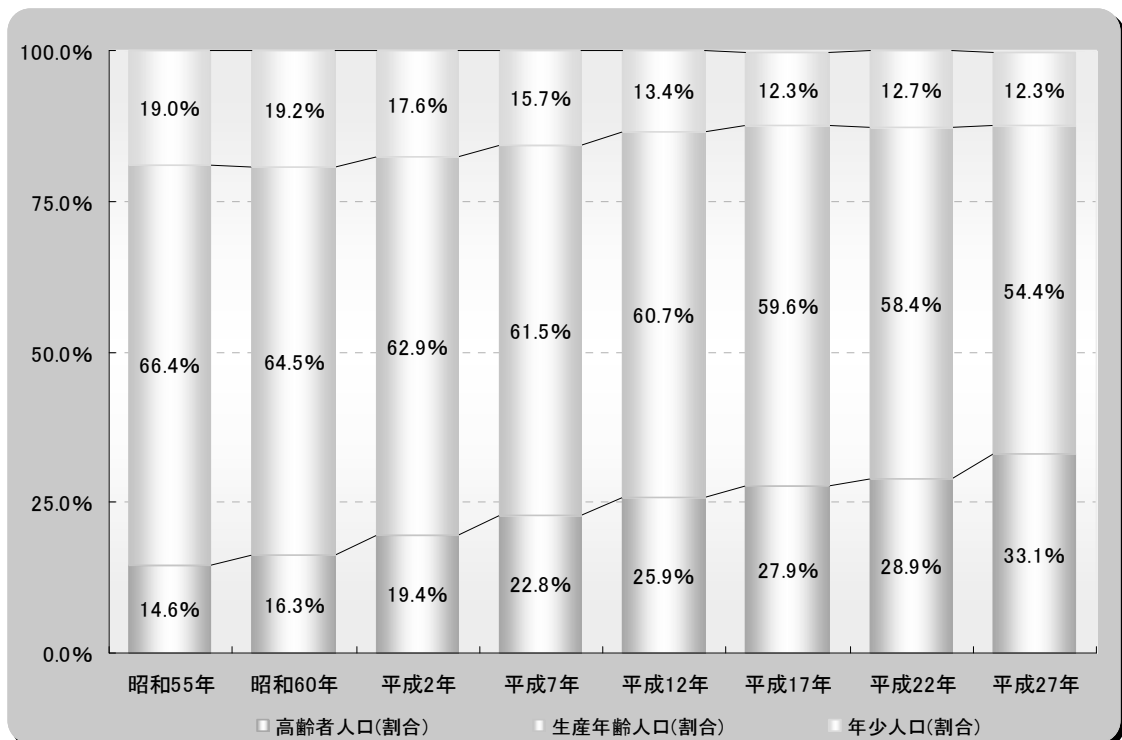
※年齢3区分……「0歳～14歳(15歳未満)」、「15歳～64歳」、「65歳以上」の3つの区分

年齢3区分別の人口構成

	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
年少人口	6,390人 19.0%	6,355人 19.2%	5,757人 17.6%	5,061人 15.7%	4,186人 13.4%	3,756人 12.3%	3,810人 12.7%	3,452人 12.3%
生産年齢人口	22,366人 66.4%	21,395人 64.5%	20,558人 62.9%	19,802人 61.5%	18,951人 60.7%	18,261人 59.6%	17,561人 58.4%	15,289人 54.4%
高齢者人口	4,899人 14.6%	5,415人 16.3%	6,354人 19.4%	7,334人 22.8%	8,088人 25.9%	8,556人 27.9%	8,708人 28.9%	9,312人 33.1%
年齢不詳	15人	0人	9人	0人	0人	57人	2人	59人
総人口	33,670人	33,165人	32,678人	32,197人	31,225人	30,630人	30,081人	28,112人

国勢調査 昭和55(1980)年～平成27(2015)年 各年10月1日時点

※年齢不詳……国勢調査の回収時に未記入等で年齢が正しく把握できなかった人数



## 2 世帯数、世帯人員

### ■ 本市の世帯数と世帯人員の推移

国勢調査によると本市の施設入所者等を除く一般世帯数は、昭和 55 (1980) 年の 10,019 世帯が、平成 22 (2010) 年には 11,048 世帯と増加傾向が続いていましたが、平成 27 (2015) 年には 10,683 世帯と減少に転じています。

人口の減少にともなって一世帯あたりの人数は、昭和 55 (1980) 年の一世帯あたり 3.3 人だったのが、平成 27 (2015) 年には 2.5 人となり 0.8 人減少しています。

※一般世帯……施設入所者・病院入院者、学校の寮・寄宿舍等を除く世帯

世帯数と世帯人員の推移

	昭和 55 年 (1980 年)	昭和 60 年 (1985 年)	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
一般世帯人口	33,174 人	32,620 人	31,840 人	31,244 人	30,227 人	29,316 人	28,687 人	26,543 人
一般世帯数	10,019 世帯	10,053 世帯	10,164 世帯	10,395 世帯	10,646 世帯	10,841 世帯	11,048 世帯	10,683 世帯
一般世帯の人員	3.3 人	3.2 人	3.1 人	3.0 人	2.8 人	2.7 人	2.6 人	2.5 人

国勢調査 昭和 55(1980)年～平成 27(2015)年 各年 10 月 1 日時点



## 第2節 地域の支援を必要とする人々の状況

### 1 高齢者の状況

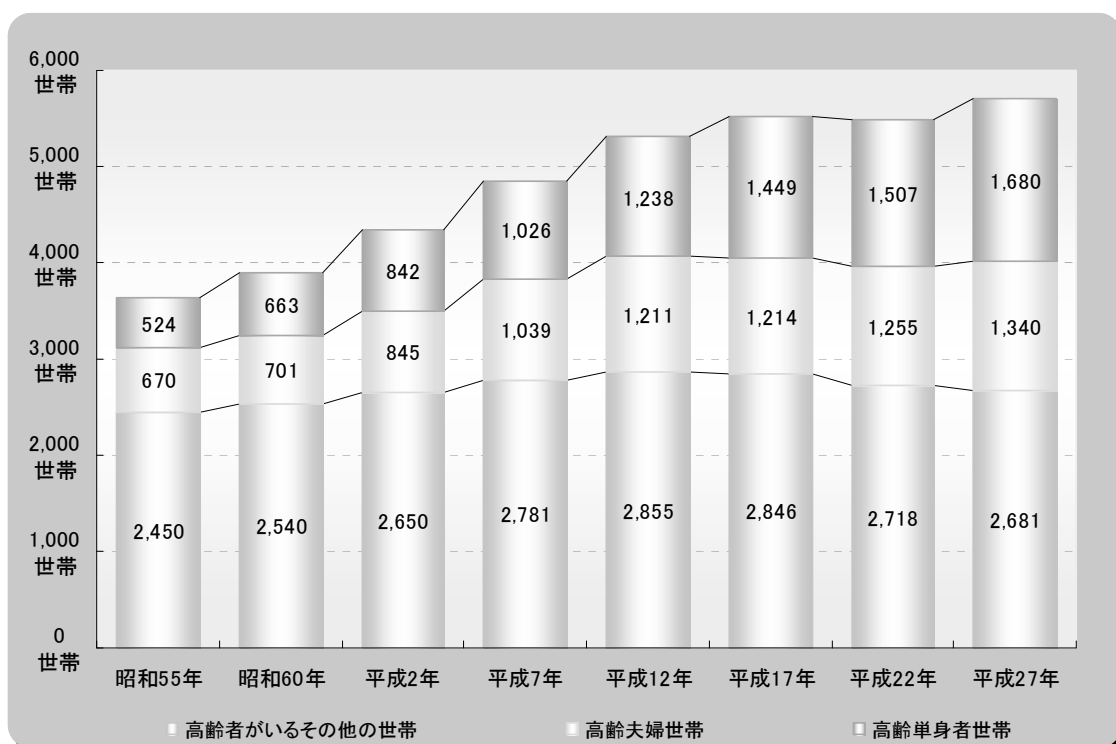
#### ■ 高齢者のいる世帯

国勢調査によると本市における高齢者(65歳以上)がいる世帯数は増加傾向が続き、昭和55(1980)年の3,644世帯が、平成27(2015)年には5,701世帯となり2,057世帯増加しています。

高齢者がいる世帯

	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯 総数	10,019 世帯	10,053 世帯	10,164 世帯	10,395 世帯	10,646 世帯	10,841 世帯	11,048 世帯	10,683 世帯
高齢者が いる世帯	3,644世帯 36.4%	3,904世帯 38.8%	4,337世帯 42.7%	4,846世帯 46.6%	5,304世帯 49.8%	5,509世帯 50.8%	5,480世帯 49.6%	5,701世帯 53.4%
高齢単身 者世帯	524世帯 5.2%	663世帯 6.6%	842世帯 8.3%	1,026世帯 9.9%	1,238世帯 11.6%	1,449世帯 13.4%	1,507世帯 13.6%	1,680世帯 15.7%
高齢夫婦 世帯	670世帯 6.7%	701世帯 7.0%	845世帯 8.3%	1,039世帯 10.0%	1,211世帯 11.4%	1,214世帯 11.2%	1,255世帯 11.4%	1,340世帯 12.5%
その他	2,450世帯 24.5%	2,540世帯 25.3%	2,650世帯 26.1%	2,781世帯 26.8%	2,855世帯 26.8%	2,846世帯 26.3%	2,718世帯 24.6%	2,681世帯 25.1%

国勢調査 昭和55(1980)年～平成27(2015)年 各年10月1日時点



■ 介護保険要介護等認定者

本市の介護保険における要介護等認定者の割合は、前期高齢者(65歳～74歳)では、平成28(2016)年には全体の5.0%が要介護等の認定を受けています。

要介護等認定高齢者（前期高齢者）

	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
前期高齢者人口	3,729人	3,539人	3,503人	3,678人	3,949人	4,191人	4,327人
要支援1～ 要支援2	73人 2.0%	76人 2.1%	85人 2.4%	86人 2.3%	83人 2.1%	87人 2.1%	80人 1.8%
要介護1～ 要介護2	86人 2.3%	70人 2.0%	61人 1.7%	63人 1.7%	60人 1.5%	74人 1.8%	73人 1.7%
要介護3～ 要介護5	51人 1.4%	49人 1.4%	52人 1.5%	50人 1.4%	59人 1.5%	57人 1.4%	65人 1.5%
総数	210人 5.6%	195人 5.5%	198人 5.7%	199人 5.4%	202人 5.1%	218人 5.2%	218人 5.0%

要介護等認定者数：福岡県介護保険広域連合 各年3月末時点  
高齢者人口：住民基本台帳 各年3月末時点

※平成24(2012)年以前の住民基本台帳には外国人の人数は含まれていません

また、後期高齢者(75歳以上)では、平成28(2016)年で全体の36.1%が要介護等の認定を受けており、後期高齢者の3人に1人が要介護等の状態になっているといえます。

要介護等認定高齢者（後期高齢者）

	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
後期高齢者人口	5,088人	5,106人	5,097人	4,997人	4,987人	4,956人	4,963人
要支援1～ 要支援2	578人 11.4%	599人 11.7%	568人 11.1%	607人 12.1%	621人 12.5%	602人 12.1%	585人 11.8%
要介護1～ 要介護2	511人 10.0%	532人 10.4%	547人 10.7%	579人 11.6%	549人 11.0%	599人 12.1%	617人 12.4%
要介護3～ 要介護5	537人 10.6%	553人 10.8%	574人 11.3%	579人 11.6%	581人 11.7%	581人 11.7%	591人 11.9%
総数	1,626人 32.0%	1,684人 33.0%	1,689人 33.1%	1,765人 35.3%	1,751人 35.1%	1,782人 36.0%	1,793人 36.1%

要介護等認定者数：福岡県介護保険広域連合 各年3月末時点  
高齢者人口：住民基本台帳 各年3月末時点

※平成24(2012)年以前の住民基本台帳には外国人の人数は含まれていません



高齢者全体における要介護等認定の割合は、平成 28(2016)年では 21.6%で、これまで 20%~22%台で推移していますが、認定者数は増加傾向にあります。

今後、団塊の世代が 75 歳以上になる平成 37(2025)年には、少子高齢化がさらに進み、要介護等認定者介護サービスのニーズは増大していくと見込まれます。

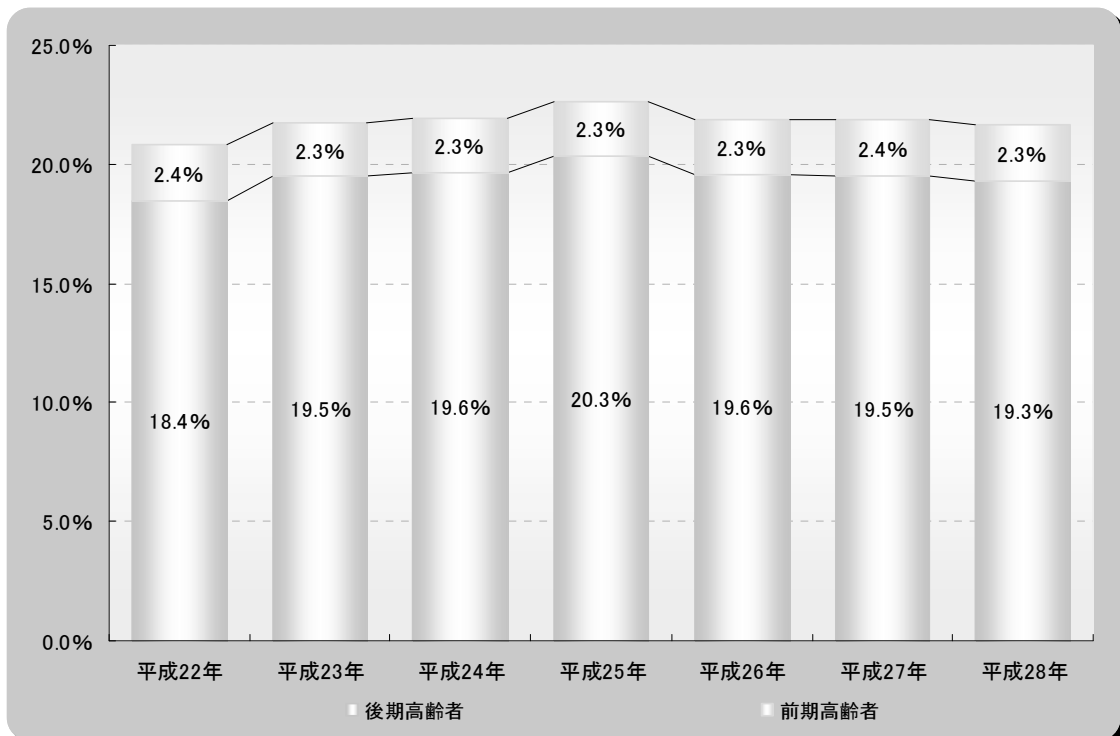
要介護等認定高齢者（高齢者全体）

	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)
高齢者人口	8,817 人	8,645 人	8,600 人	8,675 人	8,936 人	9,147 人	9,290 人
前期高齢者	210 人 2.4%	195 人 2.3%	198 人 2.3%	199 人 2.3%	202 人 2.3%	218 人 2.4%	218 人 2.3%
後期高齢者	1,626 人 18.4%	1,684 人 19.5%	1,689 人 19.6%	1,765 人 20.3%	1,751 人 19.6%	1,782 人 19.5%	1,793 人 19.3%
合計	1,836 人 20.8%	1,879 人 21.7%	1,887 人 21.9%	1,964 人 22.6%	1,953 人 21.9%	2,000 人 21.9%	2,011 人 21.6%

要介護等認定者数：福岡県介護保険広域連合 各年 3 月末時点

高齢者人口：住民基本台帳 各年 3 月末時点

※平成 24(2012)年以前の住民基本台帳には外国人の人数は含まれていません



## 2 障がい者の状況

### ■ 障害者手帳所持者

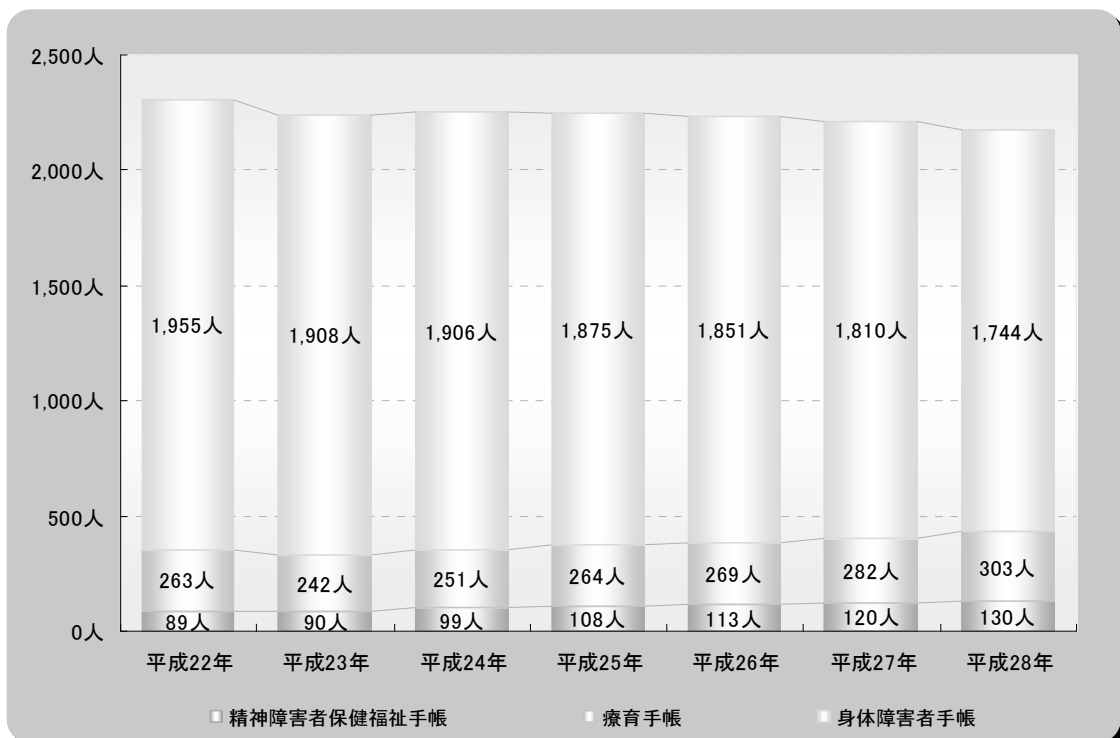
障害者手帳所持者の推移は、平成 22(2010)年から平成 28(2016)年の間では、身体障害者手帳を持つ人は減少傾向にあり、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持つ人は増加傾向にあります。

障害者手帳所持者

	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)
人口	31,062 人	30,440 人	30,092 人	29,897 人	29,510 人	29,084 人	28,762 人
身体障害者 手帳	1,955 人 6.3%	1,908 人 6.3%	1,906 人 6.3%	1,875 人 6.3%	1,851 人 6.3%	1,810 人 6.2%	1,744 人 6.1%
療育手帳	263 人 0.8%	242 人 0.8%	251 人 0.8%	264 人 0.9%	269 人 0.9%	282 人 1.0%	303 人 1.1%
精神障害者 保健福祉手帳	89 人 0.3%	90 人 0.3%	99 人 0.3%	108 人 0.4%	113 人 0.4%	120 人 0.4%	130 人 0.5%
手帳所持者 合計	2,307 人 7.4%	2,240 人 7.4%	2,256 人 7.5%	2,247 人 7.5%	2,233 人 7.6%	2,212 人 7.6%	2,177 人 7.6%

手帳所持者：市資料 各年 3 月末時点  
 人口：住民基本台帳 各年 3 月末時点

※平成 24(2012)年以前の住民基本台帳には外国人の人数は含まれていません



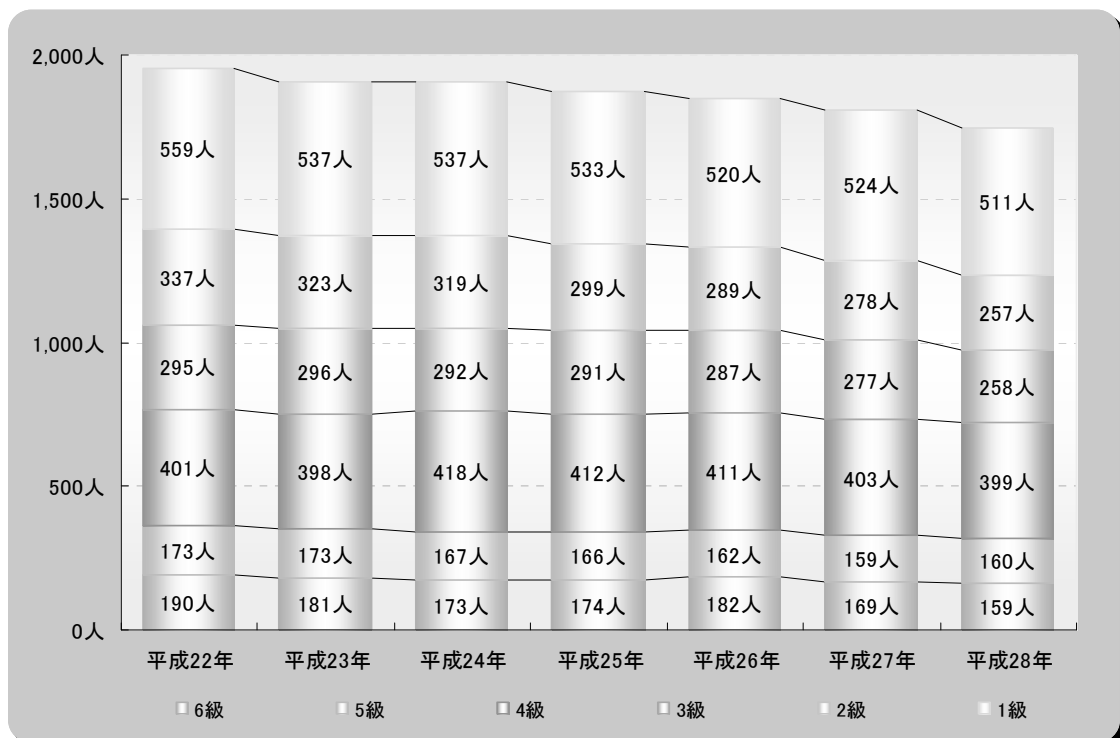
■ 身体障がい者

身体障害者手帳を持つ身体障がい者を等級別で見ると、平成 28(2016)年では、1 級が 511 人となっており、全体の 29.3%を占めています。

障がいの等級

	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)
1 級	559 人 28.6%	537 人 28.1%	537 人 28.2%	533 人 28.4%	520 人 28.1%	524 人 29.0%	511 人 29.3%
2 級	337 人 17.2%	323 人 16.9%	319 人 16.7%	299 人 15.9%	289 人 15.6%	278 人 15.4%	257 人 14.7%
3 級	295 人 15.1%	296 人 15.5%	292 人 15.3%	291 人 15.5%	287 人 15.5%	277 人 15.3%	258 人 14.8%
4 級	401 人 20.5%	398 人 20.9%	418 人 21.9%	412 人 22.0%	411 人 22.2%	403 人 22.3%	399 人 22.9%
5 級	173 人 8.8%	173 人 9.1%	167 人 8.8%	166 人 8.9%	162 人 8.8%	159 人 8.8%	160 人 9.2%
6 級	190 人 9.7%	181 人 9.5%	173 人 9.1%	174 人 9.3%	182 人 9.8%	169 人 9.3%	159 人 9.1%
総計	1,955 人	1,908 人	1,906 人	1,875 人	1,851 人	1,810 人	1,744 人

市資料 各年 3 月末時点

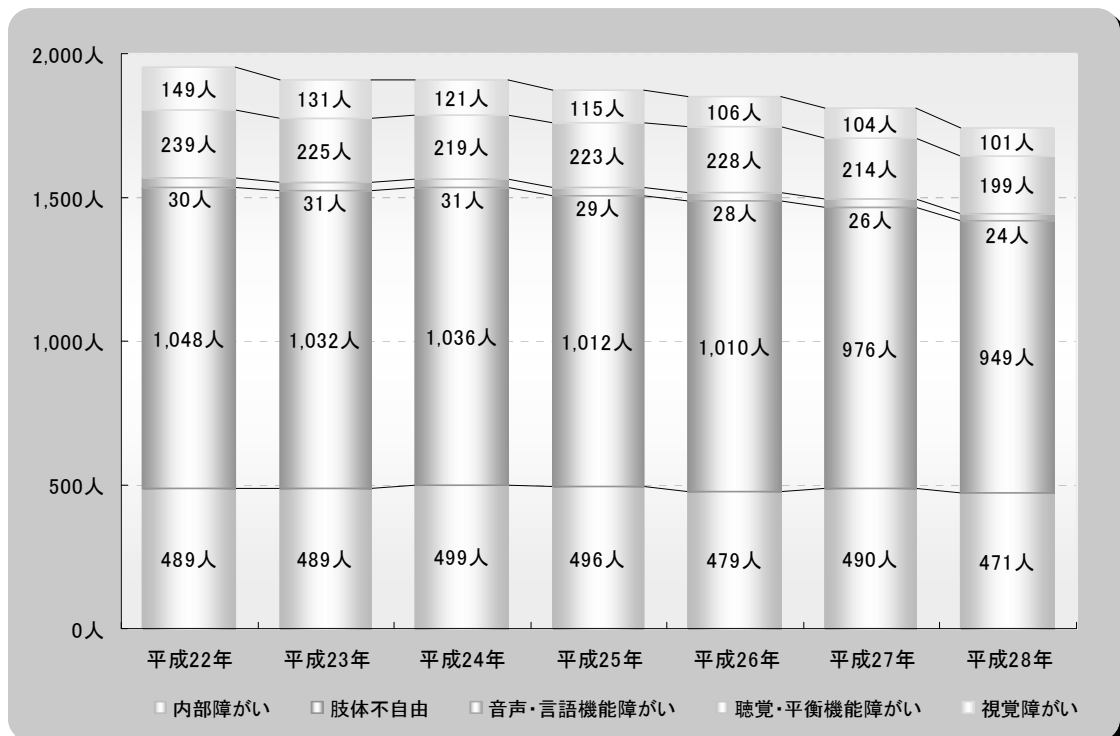


また、身体障害者手帳を持つ身体障がい者を種類別で見ると、肢体不自由の手帳所持者が平成 28(2016)年では、949 人で全体の 54.4%を占めています。

障がいの種類

	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)
視覚障がい	149 人 7.6%	131 人 6.9%	121 人 6.3%	115 人 6.1%	106 人 5.7%	104 人 5.7%	101 人 5.8%
聴覚・平衡 機能障がい	239 人 12.2%	225 人 11.8%	219 人 11.5%	223 人 11.9%	228 人 12.3%	214 人 11.8%	199 人 11.4%
音声・言語 機能障がい	30 人 1.5%	31 人 1.6%	31 人 1.6%	29 人 1.5%	28 人 1.5%	26 人 1.4%	24 人 1.4%
肢体不自由	1,048 人 53.6%	1,032 人 54.1%	1,036 人 54.4%	1,012 人 54.0%	1,010 人 54.6%	976 人 53.9%	949 人 54.4%
内部障がい	489 人 25.0%	489 人 25.6%	499 人 26.2%	496 人 26.5%	479 人 25.9%	490 人 27.1%	471 人 27.0%
総計	1,955 人	1,908 人	1,906 人	1,875 人	1,851 人	1,810 人	1,744 人

市資料 各年 3 月末時点



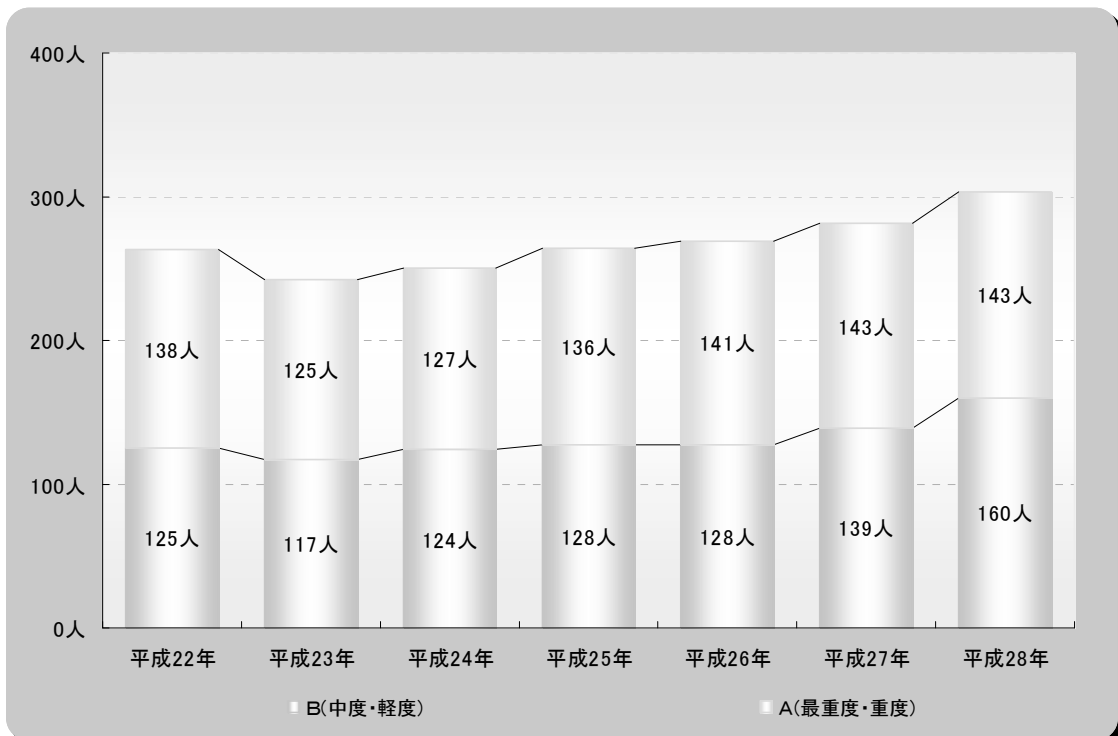
■ 知的障がい者

療育手帳を持つ知的障がい者を等級別で見ると、平成 28(2016)年では、B(中度・軽度)が 160 人で全体の 52.8%を占めています。

障がいの等級

	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)
A(最重度 ・重度)	138 人 52.5%	125 人 51.7%	127 人 50.6%	136 人 51.5%	141 人 52.4%	143 人 50.7%	143 人 47.2%
B(中度 ・軽度)	125 人 47.5%	117 人 48.3%	124 人 49.4%	128 人 48.5%	128 人 47.6%	139 人 49.3%	160 人 52.8%
総計	263 人	242 人	251 人	264 人	269 人	282 人	303 人

市資料 各年 3 月末時点



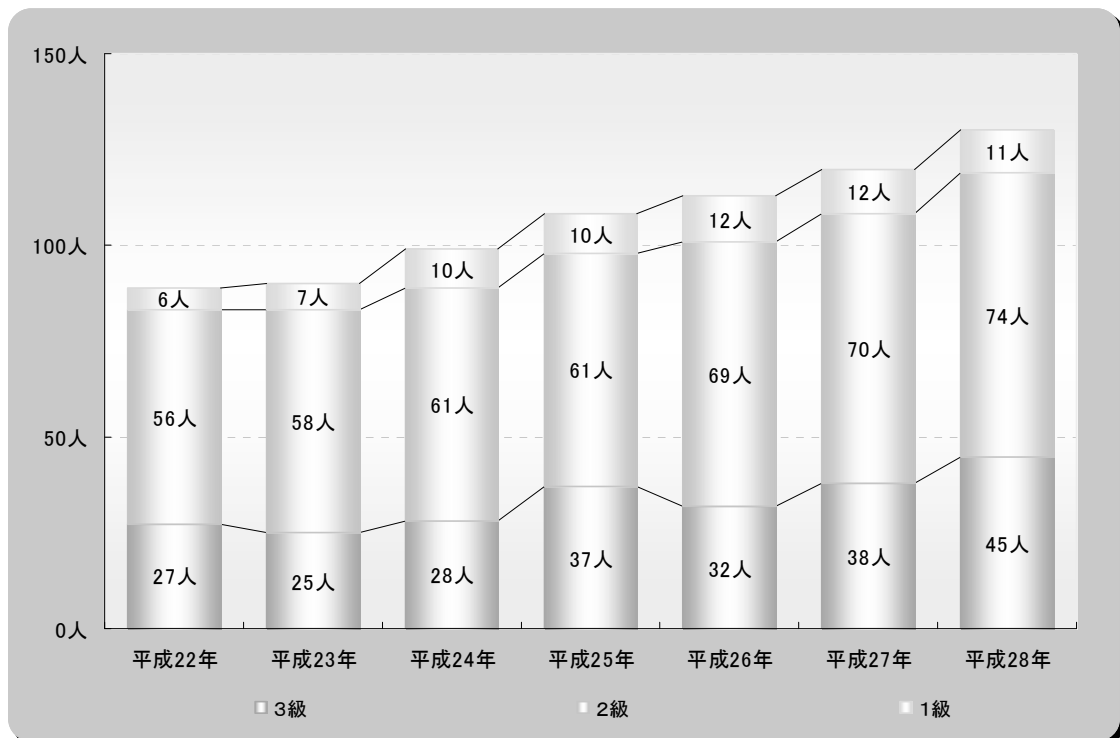
■ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳を持つ精神障がい者を等級別でみると、平成28(2016)年では、2級が74人で全体の56.9%を占めています。

障がいの等級

	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
1級	6人 6.7%	7人 7.8%	10人 10.1%	10人 9.3%	12人 10.6%	12人 10.0%	11人 8.5%
2級	56人 62.9%	58人 64.4%	61人 61.6%	61人 56.5%	69人 61.1%	70人 58.3%	74人 56.9%
3級	27人 30.3%	25人 27.8%	28人 28.3%	37人 34.3%	32人 28.3%	38人 31.7%	45人 34.6%
総計	89人	90人	99人	108人	113人	120人	130人

市資料 各年3月末時点



### 3 子ども・子育ての状況

#### ■ 17歳以下の児童数

本市の児童数をみると、平成 22(2010)年から平成 28(2016)年の間に、総数で 4,674 人から 4,328 人と 346 人減少しています。

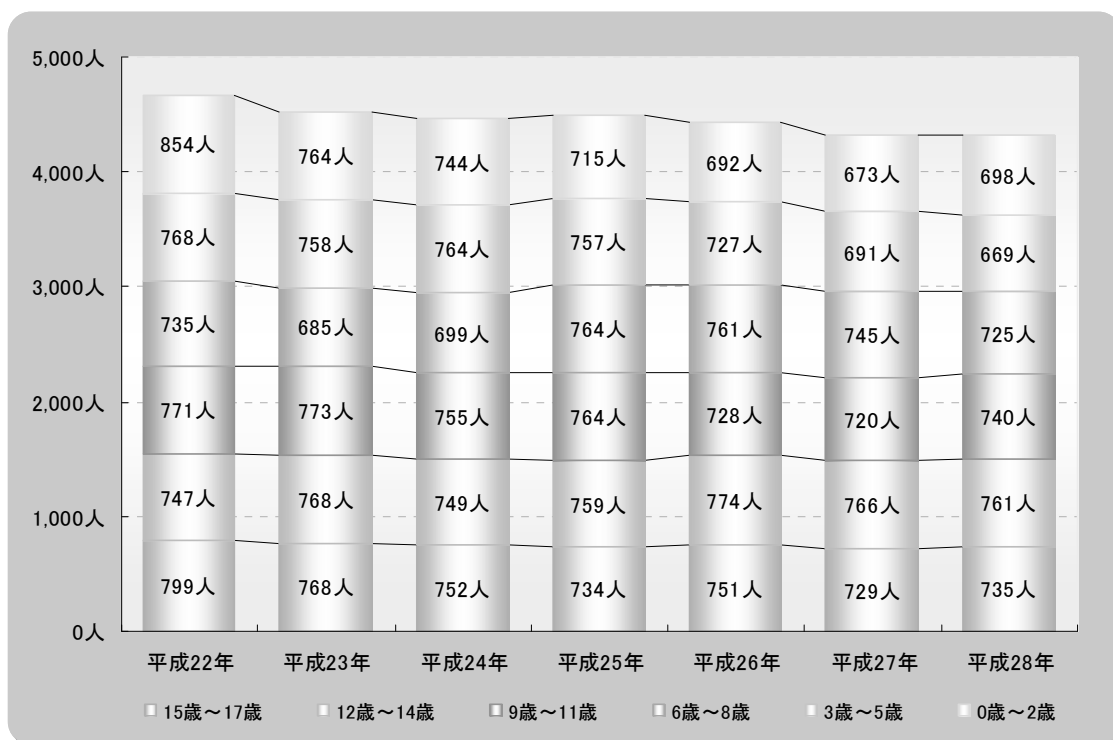
特に 0 歳～2 歳児の減少が目立ち 854 人から 698 人と 156 人減少しています。

児童数

	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)
0 歳～2 歳	854 人	764 人	744 人	715 人	692 人	673 人	698 人
3 歳～5 歳	768 人	758 人	764 人	757 人	727 人	691 人	669 人
6 歳～8 歳	735 人	685 人	699 人	764 人	761 人	745 人	725 人
9 歳～11 歳	771 人	773 人	755 人	764 人	728 人	720 人	740 人
12 歳～14 歳	747 人	768 人	749 人	759 人	774 人	766 人	761 人
15 歳～17 歳	799 人	768 人	752 人	734 人	751 人	729 人	735 人
総計	4,674 人	4,516 人	4,463 人	4,493 人	4,433 人	4,324 人	4,328 人

住民基本台帳 各年 3 月末時点

※平成 24(2012)年以前の住民基本台帳には外国人の人数は含まれていません



■ 出生数

本市の出生数をみると、平成 22(2010)年度から平成 27(2015)年度の間、269 人から 218 人へと 51 人減少しています。

出生数

平成 22 年度 (2010 年)	平成 23 年度 (2011 年)	平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度 (2014 年)	平成 27 年度 (2015 年)
269 人	257 人	224 人	235 人	239 人	218 人
平成 22 年を基 点とした増減数	▲12 人	▲45 人	▲34 人	▲30 人	▲51 人
平成 22 年を基 点とした増減率	▲4.5%	▲16.7%	▲12.6%	▲11.2%	▲19.0%

市資料 各年 4 月 1 日～翌年 3 月末時点

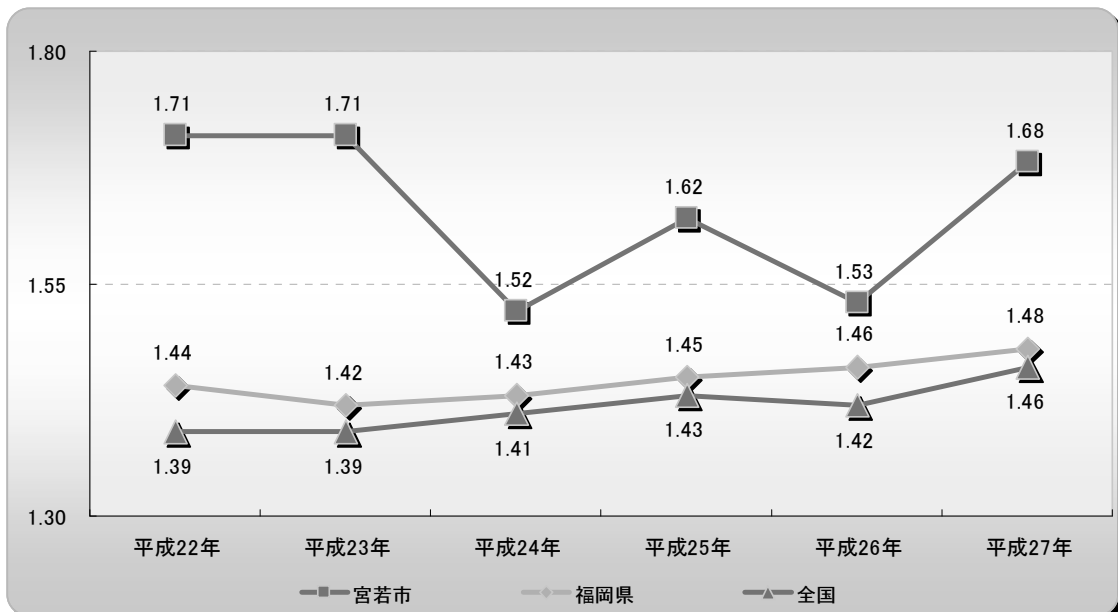
■ 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率をみると、平成 22(2010)年から平成 27(2015)年の間、福岡県や全国の合計特殊出生率を上回っていますが、1.71 から 1.68 と 0.03 ポイント減少しています。

合計特殊出生率

	平成 22 年度 (2010 年)	平成 23 年度 (2011 年)	平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度 (2014 年)	平成 27 年度 (2015 年)
宮若市	1.71	1.71	1.52	1.62	1.53	1.68(参考)
福岡県	1.44	1.42	1.43	1.45	1.46	1.48(参考)
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.46(参考)

人口動態統計及び市資料 各年 4 月 1 日～翌年 3 月末時点





■ ひとり親家庭

本市のひとり親家庭の状況について、国勢調査で見ると、昭和 60(1985)年から平成 27(2015)年の間では、母子世帯が 186 世帯から 256 世帯と 70 世帯増加し、父子世帯が 31 世帯から 21 世帯と 10 世帯減少しています。

ひとり親家庭

	昭和 60 年 (1985 年)	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
母子世帯	186 世帯	193 世帯	199 世帯	222 世帯	268 世帯	277 世帯	256 世帯
父子世帯	31 世帯	44 世帯	34 世帯	32 世帯	31 世帯	24 世帯	21 世帯
計	217 世帯	237 世帯	233 世帯	254 世帯	299 世帯	301 世帯	277 世帯

国勢調査 昭和 55(1980)年～平成 27(2015)年 各年 10 月 1 日時点



■ 未就学児の教育・保育

本市の未就学児の教育・保育の状況をみると、認定こども園、認可保育所の児童数（市外への広域保育を含む）は増加していますが、幼稚園（市内公立）の児童数は平成25(2013)年から減少に転じています。

未就学児の教育・保育（保育所等）

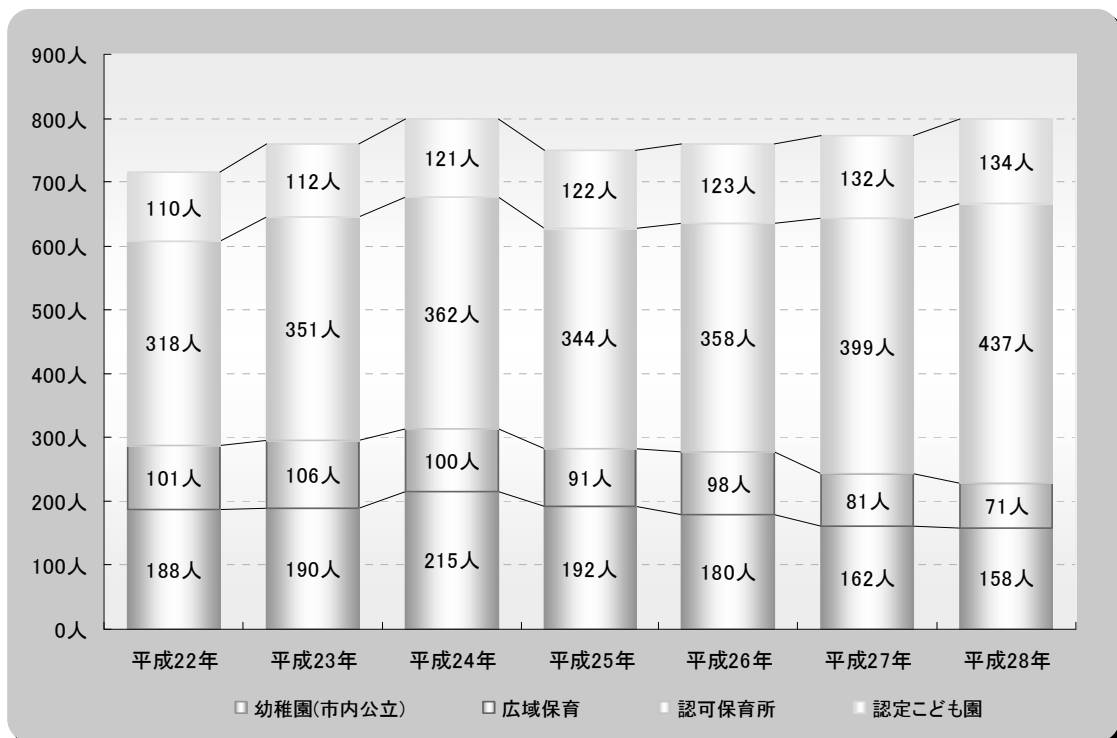
	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
認定こども園	110人	112人	121人	122人	123人	132人	134人
認可保育所	318人	351人	362人	344人	358人	399人	437人
広域保育	101人	106人	100人	91人	98人	81人	71人
合計	529人	569人	583人	557人	579人	612人	642人

市資料 各年4月1日時点

未就学児の教育・保育（幼稚園）

	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
幼稚園 (市内公立)	188人	190人	215人	192人	180人	162人	158人

市資料 各年5月1日時点



■ 小学校児童の教育・保育

本市の小学校の教育・保育の状況をみると、小学校児童数は、1,500人前後で推移しているものの、平成26(2014)年から幾分減少傾向にあります。

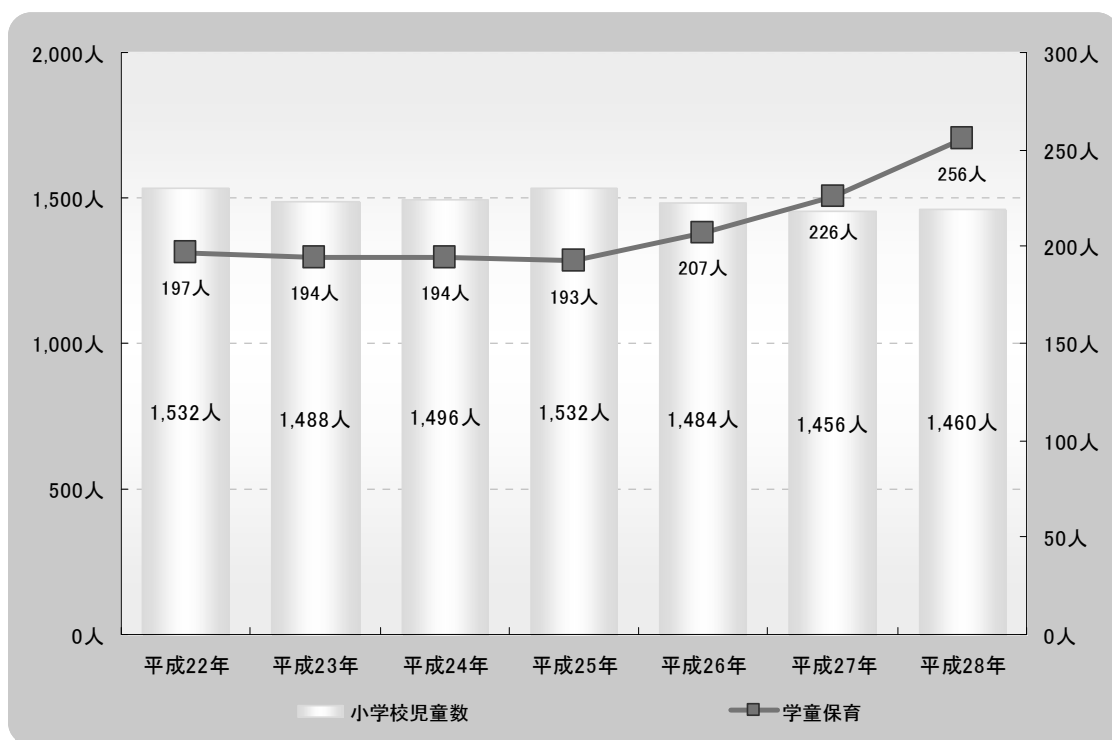
学童保育は、保護者の勤務等の都合により、昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、放課後に小学校等の空教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。

以前はおおむね10歳未満の児童が対象でしたが、平成27(2015)年より、対象が小学校全学年に拡大されたため、児童数が減少しているにもかかわらず、利用児童数が増加しています。

小学校児童数と学童保育利用児童数

	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
小学校児童数	1,532人	1,488人	1,496人	1,532人	1,484人	1,456人	1,460人
学童保育	197人 12.9%	194人 13.0%	194人 13.0%	193人 12.6%	207人 13.9%	226人 15.5%	256人 17.5%

市資料 各年5月1日時点



■ 障がい児の教育・保育

障がいのある児童、生徒の教育・保育の状況は、次のとおりとなっています。

障がい児の教育・保育

	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
保育所	1 人	0 人
認定こども園	0 人	0 人
幼稚園	3 人	0 人
小学校特別支援学級	21 人	37 人
中学校特別支援学級	10 人	10 人
特別支援学校幼稚部	0 人	0 人
特別支援学校小学部	4 人	6 人
特別支援学校中学部	5 人	5 人
特別支援学校高等部	14 人	16 人

市資料 各年 5 月 1 日時点

※保育所及び認定こども園は、特別児童扶養手当の受給児童数

#### 4 その他の支援を必要とする人の状況

##### ■ 生活保護

本市の生活保護の被保護世帯、被保護者数は、平成 28(2016)年 3 月末時点では、被保護世帯 816 世帯、被保護者 1,134 人となっています。

##### 生活保護

	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)
被保護 世帯数	872 世帯 6.70%	904 世帯 6.97%	895 世帯 6.92%	893 世帯 6.85%	878 世帯 6.74%	848 世帯 6.52%	816 世帯 6.26%
被保護者数	1,260 人 4.06%	1,301 人 4.27%	1,282 人 4.26%	1,259 人 4.21%	1,262 人 4.28%	1,193 人 4.10%	1,134 人 3.94%
相談件数	242 件	243 件	164 件	167 件	125 件	166 件	178 件
住民基本 台帳世帯数	13,016 世帯	12,979 世帯	12,931 世帯	13,032 世帯	13,026 世帯	13,009 世帯	13,030 世帯
住民基本 台帳人口	31,062 人	30,440 人	30,092 人	29,897 人	29,510 人	29,084 人	28,762 人

市資料 各年 3 月末時点

##### ■ 生活困窮者

本市では、平成 27(2015)年度より生活困窮者の自立の促進を図るため、生活困窮者からの相談に応じた支援を行う自立相談支援事業と就業に向けた生活基盤の安定を図るうえで当面の住居費用の給付を行う住居確保給付金事業の 2 事業を実施しています。

平成 27(2015)年度の事業実績は次のとおりとなっています。

##### 生活困窮者自立支援事業

	自立相談支援	住居確保給付金
平成 27 年度 (2015 年)	41 件	2 件

市資料 平成 28(2016)年 3 月末時点

## 5 地域の状況

### ■ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づく民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員を兼務するとされています。

本市の民生委員・児童委員は、行政区の世帯数に応じて各地区を担当しています。

民生委員・児童委員数	86名
------------	-----

市資料 平成28(2016)年4月1日時点

### ■ 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、都道府県・市区町村に設置された民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。

### ■ 自治会組織

本市の行政区は85地区あり、そのうち自治会組織が設置されている行政区は80地区となっています。

また、自治会への世帯加入率は、59.4%です。

行政区数	85地区
自治会設置行政区	80地区
自治会加入世帯率	59.4%

市資料 平成28(2016)年4月1日時点

### ■ 福祉委員

社会福祉協議会の働きかけで、自治会毎に取り組みが進んでいる福祉委員は、地域の要援護者をいち早く発見して、自治会長、民生委員・児童委員等と協力して地域住民の中心となって活動しています。

福祉委員は、これまで66地区で設置され、369名が活動しています。

福祉委員設置自治会数	66地区
福祉委員数	369名

社会福祉協議会資料 平成28(2016)年9月時点

### ■ 福祉会

社会福祉協議会の働きかけで、自治会毎に設置が進んでいる福祉会は、このまちをもっと住みやすくするために、自治会の福祉部門を担当する専門部会的な位置づけで福祉活動を進めています。

福祉会は、これまで21地区の自治会で設置されています。

福祉会設置自治会数	21地区
-----------	------

社会福祉協議会資料 平成28(2016)年9月時点

### ■ 老人クラブ

本市の老人クラブは、49クラブが組織されていますが、65歳以上の加入率は29.2%と低くなっています。

老人クラブ数	49クラブ
65歳以上の加入率	29.2%

社会福祉協議会資料 平成28(2016)年9月時点

### 第3節 地域の支援を必要とする人々の課題

#### 1 高齢者支援の課題

高齢化の進行により、介護や支援を必要とする高齢者や医療ニーズの高い高齢者の増加が予測されるとともに、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加も予測されます。

公的介護サービスの提供等だけでは支えきれない老老介護の問題、閉じこもり、介護者等による高齢者虐待、年金生活者の貧困化、孤独死といった高齢者を取り巻くさまざまな問題に地域と共に取り組む必要があります。

本市における介護保険事業は福岡県介護保険広域連合を保険者として広域的な運営を行っていますが、サービスの利用や介護給付費は年を追うごとに増加し、厳しい保険財政となっているため、今後さらに、健康づくりや介護予防の取り組み等の重要性が増しています。

介護保険制度の改正により、平成 27(2015)年度から市町村においては「地域包括ケアシステム」（自助を基本としつつ、共助・公助を組み合わせ連携しながら、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み）の構築に向けての具体的な取り組みが求められており、「団塊の世代」の人々が75歳以上になる平成 37(2025)年を目標に実現していく必要があります。



## 2 障がい者支援の課題

障がい者福祉の施策は、度重なる法制度の改正により着実に充実しつつありますが、多様な障がい者の特性やニーズに対応するサービスのなかには需要があまり見込めずに事業として成り立たないため、地域においては確保が困難な重度障害者等包括支援等のサービスもあります。

「障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の不提供の禁止」が規定された「障害者差別解消法」が平成 28(2016)年 4 月 1 日施行し、障がい者の活動の可能性が広がると共に、社会は活動の障壁を取り除くための従来以上の配慮が必要になってきています。

障がい福祉施策においては、障がい者の特性やニーズに応じて、自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の充実を図る必要があります。

同様に、障がい児個々の障がいの種類や程度、成長の段階や特性に応じた学習機会の整備も重要です。

また、障がい者・児に関わらず、全ての人が安心・安全に生活することができる環境への配慮も大切です。

## 3 子ども・子育て支援の課題

女性の就業等による社会進出の機会が広がるなか、子育てにおける男女の役割が変化し、男女共に仕事と家庭の両立が見直されてきています。

そうした子育て家庭の多様な子育て支援のニーズに対応するため、保育所、認定こども園、学童保育所等の保育サービスだけでなく、子育て支援センターや家庭児童相談室における育児相談、子育て支援、母子の健康、教育、生活環境等子育てに関するあらゆる分野において、必要なサービスを必要な時に提供できるような体制づくりが必要です。

また、子育てで孤立しないよう、地域と行政の協働による子育て家庭への支援、障がい児やその家庭への支援、子育てと生活の維持を独りで担うひとり親家庭に対する支援も必要です。

また、要保護児童対策地域協議会との連携の下、虐待やいじめ又はそれらのおそれがある児童等への適切な対応や家庭への支援は重要です。

#### 4 その他の支援を必要とする人への支援の課題

近年の雇用の非正規化の増大等といった経済の構造的変化のなかで、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり等で就労等経済的な課題を抱えた人や、不登校、引きこもり等といった人間関係構築が上手くいかないまま就労していない人等で、なおかつ生活保護受給者以外の生活困窮者においては、従来は、制度のすき間にあつて公的な支援を受けることができず、民間のNPO等による支援しか受けることができませんでした。

これらの人に対して、公的な自立に関する相談支援や短期間の住居確保給付金の支給等を実施する「生活困窮者自立支援法」が平成27(2015)年4月1日施行されました。

この制度は、支援制度として新しい仕組みであり、国、自治体、地域、民間団体等、協働して取り組んでいくことが必要です。

## 第3章 計画策定にあたっての 基本的な考え方



## 第3章 計画策定にあたっての基本的な考え方

### 第1節 各計画の取り組み

#### 1 高齢者福祉計画の取り組み

平成27年3月に策定した宮若市高齢者福祉計画では、本市の高齢者福祉行政分野の目指すべき方向を、「元気に、いきいきと、共に支え合い、安心して暮らせるまち“みやわか”」を基本理念とし、「住み慣れた地域で高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって生活を送ることを可能とする社会の実現を目指します」としています。

#### ■ 基本理念

元気に、いきいきと、共に支え合い、安心して暮らせるまち“みやわか”

#### ■ 施策の体系

1 在宅で暮らし続けるための体制づくり	
	1. 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備
	2. 生活支援サービスの充実
2 地域で見守る体制づくり	
	1. 高齢者を見守る体制の充実
	2. 認知症支援策の充実
	3. 安心して暮らすための施策の充実
3 いきいきとした生活を続けるための体制づくり	
	1. ふれあい・交流の場などの施設運営
	2. 生きがい・社会参加の機会の充実
	3. 就労支援の充実
	4. 施設サービスの充実
4 関係団体などの福祉サービス	
	1. 社会福祉協議会
	2. シルバー人材センター
	3. 老人クラブ連合会
5 介護保険によるサービス	
	1. 介護保険給付サービス
	2. 介護保険地域支援事業
6 計画を進めるための体制づくり	
	1. 計画推進のための体制整備

## 2 障がい者計画の取り組み

平成24年3月に策定した第2次宮若市障がい者計画・障がい福祉計画では、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現に向けて、「第1期宮若市障害者計画」で設定した基本理念を踏襲し、基本理念を「ふれあいのあるまちづくり」、「安心して暮らせるまちづくり」、「住みやすく快適なまちづくり」としています。

### ■ 基本理念

ふれあいのあるまちづくり  
 安心して暮らせるまちづくり  
 住みやすく快適なまちづくり

### ■ 施策の体系

<b>1 交流する ～社会参加への促進～</b>	
	1. 広報・啓発活動の充実
	2. 地域・社会活動への参加促進
	3. 交流活動の促進
	4. 情報提供の充実
<b>2 暮らす ～生活支援の充実～</b>	
	1. 相談体制の充実
	2. 福祉サービスの充実
	3. 保健・医療サービスの充実
<b>3 働く ～社会的自立の促進～</b>	
	1. 就労の促進支援・定着支援
	2. 企業への啓発及び就労・雇用の拡大
	3. 福祉就労の充実
<b>4 育つ ～教育環境の充実～</b>	
	1. 就学前の療育・教育の充実
	2. 学校教育の充実
	3. 社会教育の推進
	4. 福祉教育の充実
<b>5 安心する ～生活環境の整備～</b>	
	1. ボランティア活動の促進
	2. 歩行空間の整備
	3. 移動・交通対策の推進
	4. 住宅環境の整備
	5. 公共施設のバリアフリー化の促進
	6. 各種制度の推進
	7. 防犯・防災対策の充実

### 3 子ども・子育て支援事業計画の取り組み

平成27年3月に策定した宮若市子ども・子育て支援事業計画では、すべての子どもや子育て家庭を対象に一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを進めるため、次世代育成支援行動計画を継承し、基本理念を「すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち」とし、「子どもの権利を守り、一人ひとりが個性を持ち、笑顔ですくすくと育つことができる環境を整える」としています。

#### ■ 基本理念

すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち

#### ■ 施策の体系

基本目標1 地域における子育ての支援	
	主要課題(1) 地域における子育て支援サービスの充実
	主要課題(2) 保育サービスの充実
	主要課題(3) 子育て支援のネットワークづくり
	主要課題(4) 子どもの健全育成
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	
	主要課題(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
	主要課題(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
	主要課題(3) 「食育」の推進
	主要課題(4) 小児医療の充実
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
	主要課題(1) 次代の親の育成
	主要課題(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	主要課題(3) 家庭や地域の教育力の向上
	主要課題(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	
	主要課題(1) 良好な住宅の確保
	主要課題(2) 良好な居住環境の確保
	主要課題(3) 安全な道路交通環境の整備
	主要課題(4) 安心して外出できる環境の整備
	主要課題(5) 安全・安心まちづくりの推進等

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	
	主要課題（1）仕事と生活の調和の実現ための働き方の見直し
	主要課題（2）仕事と子育ての両立のための基盤整備
基本目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	
	主要課題（1）産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保
基本目標7 子ども等の安全の確保	
	主要課題（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	主要課題（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
	主要課題（3）被害に遭った子どもの保護の推進
基本目標8 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	
	主要課題（1）児童虐待防止対策の充実
	主要課題（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進
	主要課題（3）障がいや発達遅れのある子どもへの支援の充実

「次世代育成行動計画分より」



## 第2節 計画の基本理念

第1次宮若市総合計画では、基本的施策の方向のなかで「健康でやすらぎのある福祉のまちづくり」、「地域が自立した協働のまちづくり」が掲げられています。

また、高齢者、障がい者、子ども子育ての各計画には基本理念が掲げられています。

本地域福祉計画では、地域福祉の推進に向けた今後の市と地域住民等の連携した活動のあり方を示していきます。

本地域福祉計画の基本理念は、これらの方向性や理念を踏まえながら、「誰もが安心して暮らせる、みんなで支え合う地域づくり」とします。

地域の一人ひとりが「思いやり」、「支え合い」の心を育み、個と個の「絆」を深めて心豊かに安らぐことができるような地域社会を築いていこうとする、「地域福祉」の担い手であるすべての市民や地域団体と協働し、その活動を支援していきます。

### ■ 本地域福祉計画の基本理念

誰もが安心して暮らせる、みんなで支え合う地域づくり

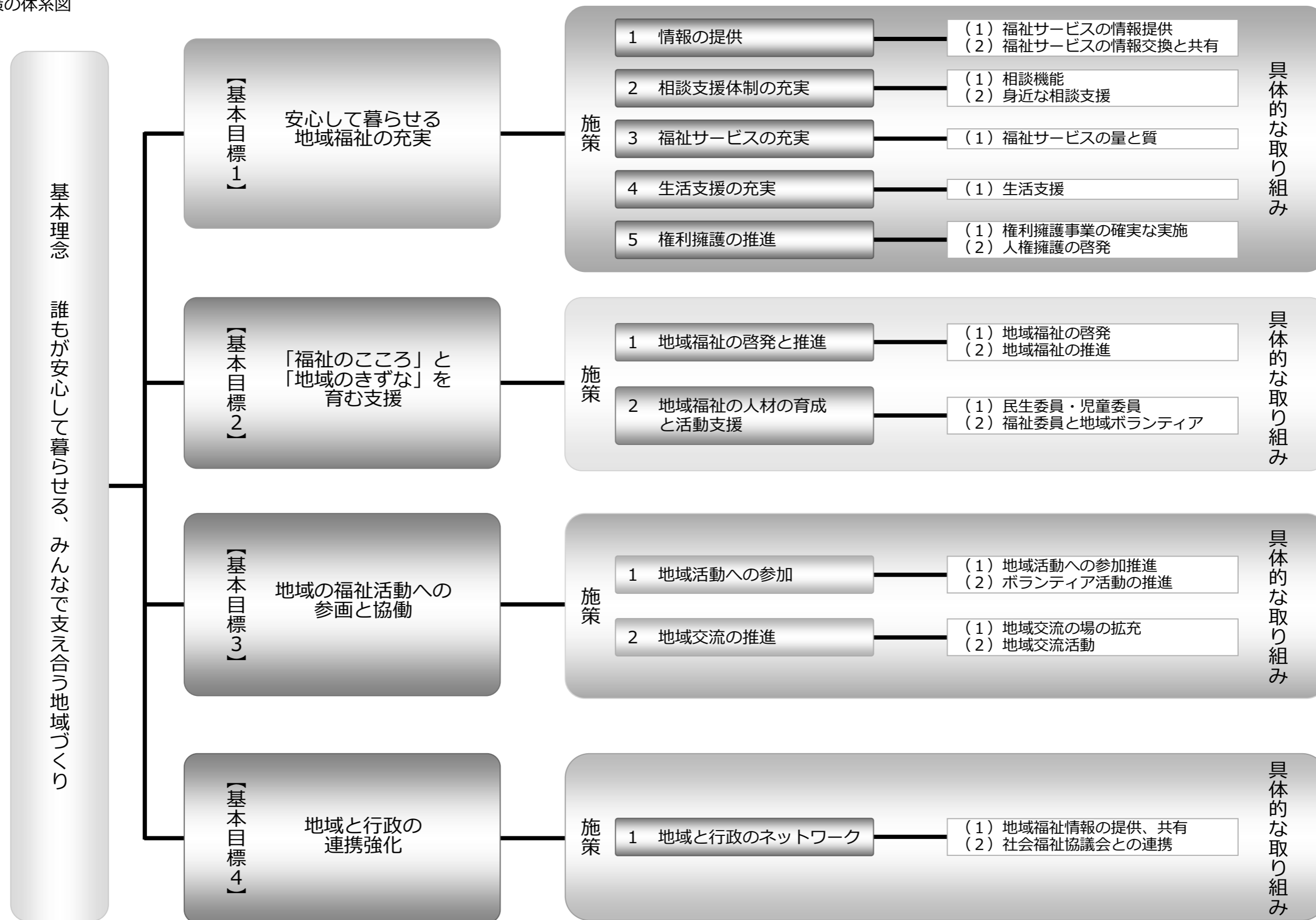
## 第3節 計画の基本目標

本地域福祉計画の基本理念である「誰もが安心して暮らせる、みんなで支え合う地域づくり」の実現に向けて、次の基本目標を設定します。

- 【基本目標1】安心して暮らせる地域福祉の充実
- 【基本目標2】「福祉のこころ」と「地域のきずな」を育む支援
- 【基本目標3】地域の福祉活動への参画と協働
- 【基本目標4】地域と行政の連携強化



■ 施策の体系図





## 第4章 計画を進めるための施策の展開



## 第4章 計画を進めるための施策の展開

### 第1節 【基本目標1】安心して暮らせる地域福祉の充実

#### 1 情報の提供

生活の課題を抱えた時に課題解決に向けた適切な支援や手段を見つけて利用するためには、素早く的確な情報を入手できることが重要です。

これまで、福祉に関する情報については、市の広報誌やホームページを通じた総合的な情報提供や、制度の解説、制度改正時等にガイドブックや小冊子等の配布による情報提供に努めてきました。

福祉サービスの利用においては、利用者がサービスを選択し安心して利用できるよう、サービス提供者や内容について十分な情報を用意することが大切です。

公的制度に限らず支援のための仕組みは、社会の変化に対応するために変更されることが多く、情報を最新の状態に更新し、わかりやすい情報提供に努めると共に、身近な地域での支援活動の情報等も共有し、情報提供を担う関係部署、関係機関で分野横断的に情報を速やかに提供できる体制整備に努めていきます。

### (1) 福祉サービスの情報提供

福祉サービスに関する情報を分かりやすく発信し、関係する窓口やサービス提供機関において、市民が必要とする情報を容易に得られるよう、情報提供の工夫と機会の充実を図ります。

#### 市民一人ひとりが取り組むこと【自助】

- ・市の広報やホームページ、地域の回覧等を習慣として見るようにしましょう。
- ・福祉サービスを利用するにあたっては、市や関係機関の相談窓口気軽に問い合わせるようにしましょう。
- ・市や関係機関の実施する講座や教室等の事業に参加しましょう。

#### 地域が取り組むこと【共助】

- ・地域の回覧等を活用し、地域の情報を伝えましょう。
- ・福祉サービスに携わる事業者や地域の福祉活動を行っている団体等は、活動内容を分かりやすく公表し、利用者に十分な説明を行いましょう。
- ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の地域の福祉関連団体は、必要な情報を提供できるよう、相談先やサービスの情報を収集し、提供しましょう。

#### 市が取り組むこと【公助】

- ・福祉に関する情報を広く提供するため、市の広報やその他のメディアを活用し情報提供に努めます。
  - 広報みやわか「宮若生活」の活用
  - 市のホームページの活用
- ・市民のニーズに沿った情報提供を充実させるため、相談窓口や支援現場での適切な情報提供を進めます。
  - 市や関連機関窓口での情報提供
  - 各健診や講座等の事業時の情報提供
  - 地域包括支援センター
  - 障がい者基幹相談支援センター
  - 子育て支援センター
  - 教育・保育施設
  - 介護保険関係のパンフレット等
  - 障がい者福祉のしおり
  - 子育て支援パンフレット
  - 認知症ケアパス



## (2) 福祉サービスの情報交換と共有

複合的に発生する市民のさまざまな福祉ニーズに対応できるよう、分野毎に収集される福祉サービス情報を、総合的に共有していく取り組みを進めます。

<b>市民一人ひとりが取り組むこと【自助】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市や地域の事業、行事に参加し、地域福祉情報を知るようにしましょう。</li><li>・災害時や緊急時に身の安全を確保できるよう、市や地域の支援者等に必要な範囲での自身の情報提供に協力しましょう。</li></ul>
<b>地域が取り組むこと【共助】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・身近な地域で異変を感じたら、市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に知らせましょう。</li><li>・地域として災害時や緊急時に支援を要する人について、円滑に支援ができるよう、個人情報保護に十分留意したうえで、必要な情報収集に協力を求め、災害時や緊急時の避難支援に備えましょう。</li><li>・民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の地域の福祉関連団体は、市や関連機関と情報の交換、共有を進めましょう。</li></ul>
<b>市が取り組むこと【公助】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市の各部署の福祉情報を共有し、地域の関連団体等とも定期的な場を設け、情報交換、共有を進めます。<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域ケア会議</li><li>○ (障がい者)地域自立支援協議会</li><li>○ 子ども・子育て会議</li><li>○ 要保護児童対策地域協議会</li></ul></li><li>・災害時や緊急時に支援を要する人について情報収集や共有を行い、避難支援等に役立てるよう台帳化を進めます。<ul style="list-style-type: none"><li>○ 要援護者台帳の整備</li><li>○ 災害時要援護者避難支援計画の推進</li></ul></li></ul>

## 2 相談支援体制の充実

行政や関連機関、団体の相談窓口だけではなく民生委員・児童委員や自治会の活動等において相談に応じたうえで、専門的な相談機能を有する相談支援機関等につなぎ、行政と地域が協働して課題の把握やその解消に向けた適切な対応ができるよう、身近な地域のなかで気軽に相談できる体制づくりを進めることが重要です。

福祉サービスの利用者が適切に支援を選択し利用できるよう、サービス利用についての支援も必要です。

また、生活の課題を抱えて、自ら相談することが困難な人々についても、各種の訪問事業や地域の見守り活動等における情報収集、相談支援が重要です。

生活課題に関する相談については、市役所の窓口のほか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障がい者基幹相談支援センター、保育所、認定こども園、子育て支援センター、家庭児童相談室、社会福祉協議会、サービス事業所等の関連機関、団体においても相談対応できるよう体制を整備してきました。

相談の内容は、高齢者、障がい者、子ども子育ての分野に限らず、多岐にわたっており、一つの相談窓口では対応しきれない内容も多くあります。

最初に相談を受け付けた地域や行政の窓口においては、他の相談支援機関等に対応が引き継がれていく場合でも、単に引き継ぐだけではなく、その後の対応について把握し、相談支援機能の向上につなげていくことも大切です。

地域の活動を通じて、地域の課題を把握し、地域と行政とが協働してその解決を図っていけるよう、分野をまたぐ総合的な相談支援体制づくりを進めていきます。

### (1) 相談機能

さまざまな生活課題や福祉ニーズに迅速、的確に対応できるよう、専門性・利便性の高い総合相談体制の構築に努め、相談機能の強化を図ります。

#### 市民一人ひとりが取り組むこと【自助】

- ・ 広報やホームページを見て、あらかじめ心配ごとや悩みごとを相談できる窓口があることを知っておきましょう。
- ・ 身近に相談できる人をつくりましょう。
- ・ 生活課題を抱え込まずに、市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に相談しましょう。
- ・ かかりつけ医、かかりつけ薬局を持ちましょう。

#### 地域が取り組むこと【共助】

- ・ 身近に困っている人を見かけたら、市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に相談するよう勧めましょう。
- ・ 地域で活動をしている人や団体等は相談を受けたら、相談者の個人情報の保護に十分留意し、市の関連窓口につなぐ等、市と連携して対応しましょう。

#### 市が取り組むこと【公助】

- ・ 市と関連機関の相談窓口の利便性・専門性の向上や、窓口間の連携を進めます。
  - 市の総合窓口
  - 市の各福祉窓口
  - 地域包括支援センター
  - 子育て支援センター
  - 在宅介護支援センター
  - 家庭児童相談室
  - 障がい者基幹相談支援センター
  - 保育所、認定こども園
- ・ 市の事業の現場での相談機会の確保と充実を図ります。
  - 乳児家庭全戸訪問事業
  - 乳幼児健診
  - 乳幼児健康相談
  - 乳幼児発達相談
- ・ 地域団体や関連機関等と連携した相談支援体制づくりを進めます。
  - 民生委員・児童委員
  - 社会福祉協議会
  - 児童相談所
  - 警察署

## (2) 身近な相談支援

誰もが気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、福祉委員等の地域による相談支援から専門機関による相談支援まで切れ目のない相談支援体制づくりを進めます。

### 市民一人ひとりが取り組むこと【自助】

- ・住んでいる地域の民生委員・児童委員が誰であるかを把握しましょう。
- ・住んでいる地区の自治会で福祉委員がいるか、また福祉委員は誰であるかを把握しましょう。
- ・身近な相談者として民生委員・児童委員や福祉委員等地域の相談者に相談しましょう。
- ・地域での各種サロン等の活動に参加しましょう。

### 地域が取り組むこと【共助】

- ・身近に困っている人を見かけたら、市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に相談するよう勧めましょう。
- ・見守りや声かけ活動に参加しましょう。
- ・個人情報の保護について正しい理解を深めましょう。

### 市が取り組むこと【公助】

- ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の身近な相談支援活動を支援します。
  - 民生委員・児童委員の活動支援
  - 社会福祉協議会の活動支援
- ・個人情報の保護について正しい理解を深め、適切に取り扱うよう、地域活動を行う上での個人情報取り扱いのルールづくりを進めます。

### 3 福祉サービスの充実

高齢者、障がい者、子ども子育ての福祉分野においては、制度改正にともなって着実に福祉サービスの充実が図られつつあります。

公的な福祉サービスとして位置づけられた福祉サービスのなかには、地域で実施されていない福祉サービスもあり、きめ細やかな福祉サービスの提供を図るには、それらに代わるサービスや支援を用意することが必要です。

福祉サービスの量と質の充実を図るため、サービスの担い手の確保とその技術の向上、適切なサービス提供の体制づくりを進めます。

また、これまでの行政や福祉事業者による公的福祉サービスの提供に加えて、地域住民やボランティア、NPO等の参画を図り、公的福祉サービスの量と質の充実を図ります。

### (1) 福祉サービスの量と質

多様なニーズに対応した福祉サービスの量と質を共に確保できるよう、社会福祉法人や企業等だけでなく、地域住民やボランティア、NPO等の多様な担い手の参画を視野に入れた福祉サービスの充実に努めます。

また、介護や保育等の福祉サービス提供事業者に対する指導や監査を実施し、適正な事業運営と事業者としての質の確保と向上を求めています。

#### 市民一人ひとりが取り組むこと【自助】

- ・利用している福祉サービス等に疑問や不満等があれば、市の相談窓口や社会福祉協議会等に気軽に相談しましょう。

#### 地域が取り組むこと【共助】

- ・市民の支え合い・助け合いの意識を高めましょう。
- ・ボランティアやNPO等の活動に参加しましょう。
- ・福祉活動に関する研修の機会を設け、担い手の技術の向上を図りましょう。
- ・介護や保育等の福祉サービス提供事業者は、苦情解決の体制を整備しましょう。

#### 市が取り組むこと【公助】

- ・地域における福祉サービスの充実に努めます。
  - 介護保険サービスの充実
  - 障がい福祉サービスの充実
  - 教育・保育サービスの充実
  - 生活困窮者自立支援事業の充実
  - 地域支援事業の充実
  - 地域生活支援事業の充実
  - 地域子育て支援事業の充実
- ・多様な担い手の参画を視野に入れた福祉サービスの充実に努めます。
  - 地域包括ケアシステムの構築
  - 障がい者・児支援体制の充実
  - 地域活動支援センターの充実
  - 社会福祉協議会活動の支援
- ・介護や保育等の福祉サービス提供事業者に対する必要な指導や監査を実施します。

## 4 生活支援の充実

### (1) 生活支援

公的な福祉サービスの提供と共に、生活支援を適切に組み合わせて切れ目のない支援を提供することが重要です。

#### 市民一人ひとりが取り組むこと【自助】

- ・ 基本的な生活習慣を身につけましょう。
- ・ 定期的に健康診断や各種検診を受診しましょう。
- ・ 家族の会話の時間を十分に取しましょう。
- ・ 同居や近居について検討してみましょう。

#### 地域が取り組むこと【共助】

- ・ 見守りや声かけ等の活動を進めましょう。
- ・ 民生委員・児童委員の活動に協力しましょう。

#### 市が取り組むこと【公助】

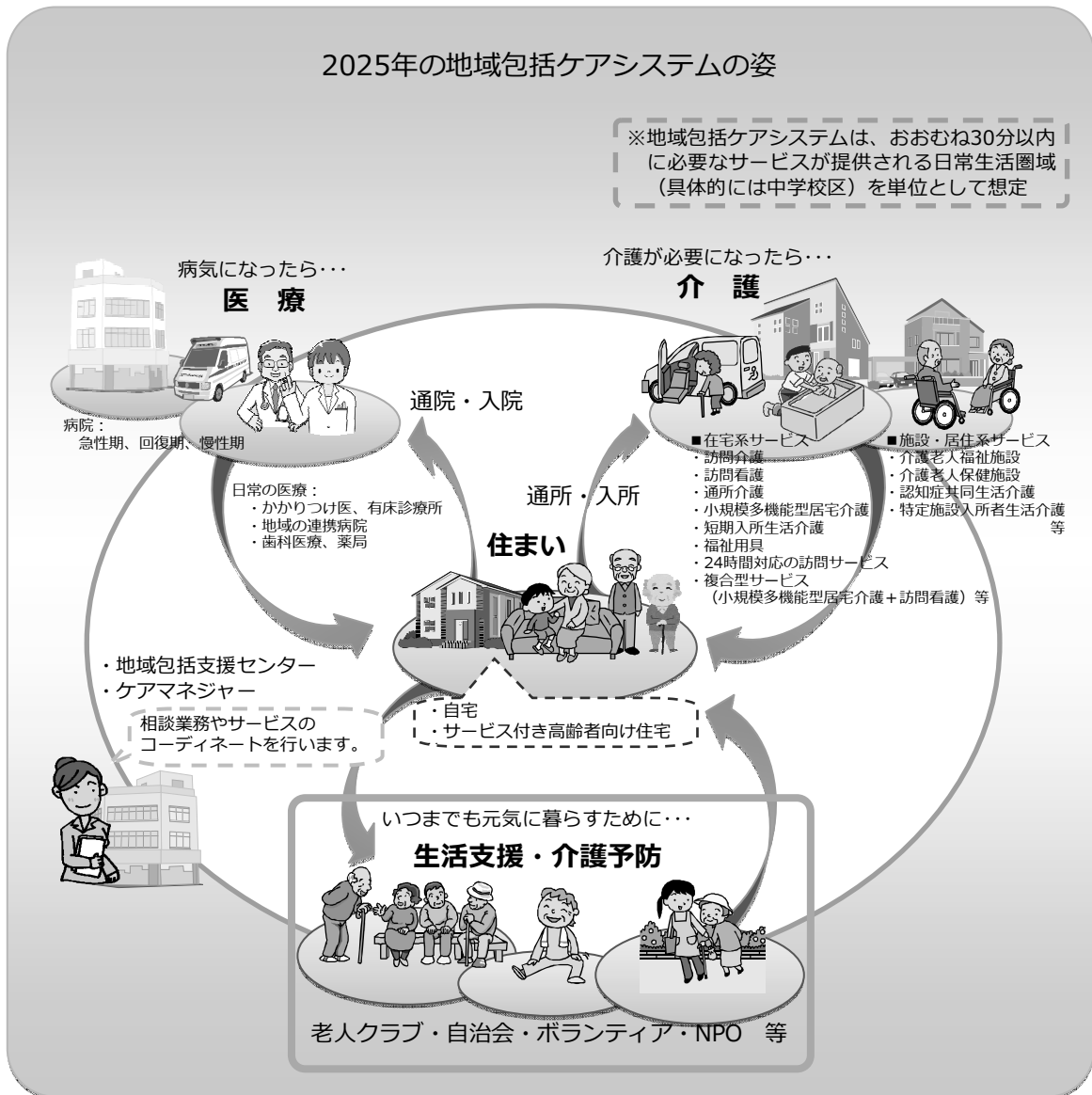
- ・ 高齢者の幅広い支援に向けて地域包括支援センターを軸とする地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- ・ 障がい者の相談支援や虐待防止に向けて障がい者基幹相談支援センターの充実を図ります。
- ・ 保育所等の入所定員の増員に努めます。
- ・ 子育て支援センターの事業内容の充実を図ります。
- ・ 経済的に支援が必要な人の支援に向けて、各種の給付金や補助金のほか、生活困窮者支援事業や生活保護制度の適用による支援を進めます。

■ 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供する支援システム（支援体制）です。

団塊の世代が75歳以上になる平成37(2025)年を目処に地域包括ケアシステムの構築を実現することが求められています。

地域包括ケアシステムのイメージ

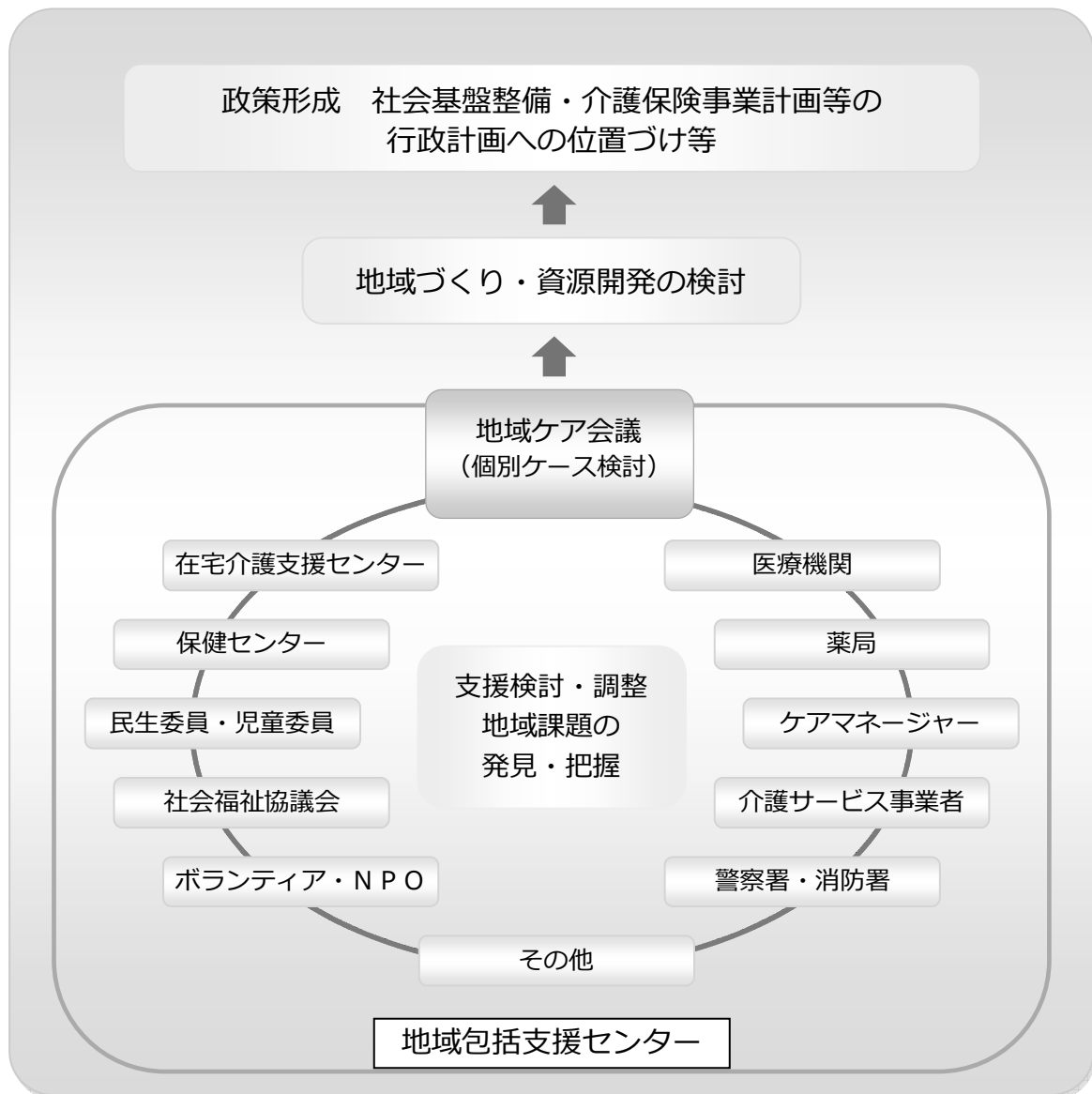




### ■ 地域ケア会議

地域ケア会議は、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげることを目指す会議です。

地域ケア会議のイメージ



### ■ 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、関係機関等と連携し、情報の共有を図るために構成された協議会です。

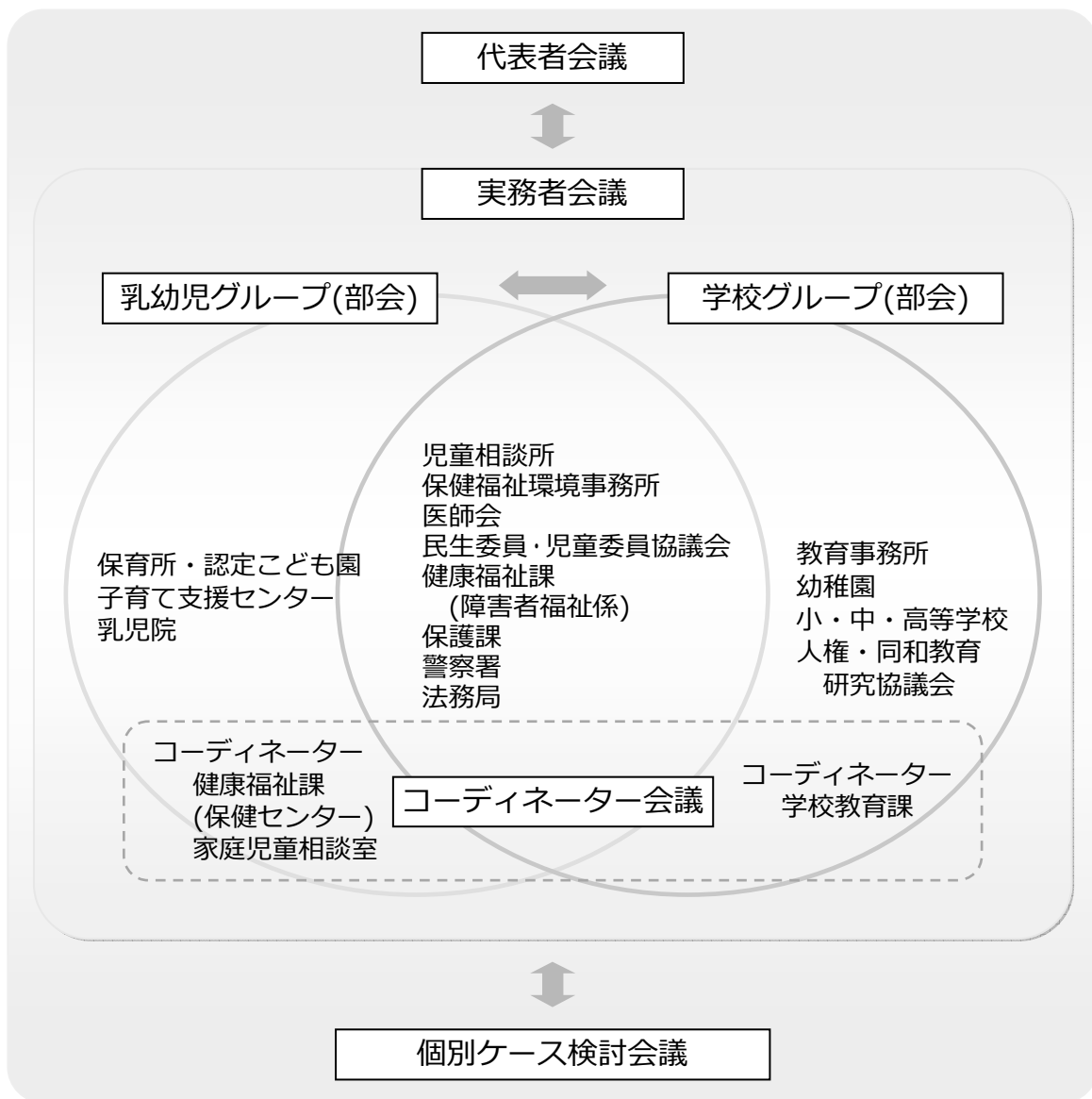
直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会のイメージ



■ 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている児童、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等において要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会です。

要保護児童対策地域協議会のイメージ



## 5 権利擁護の推進（個人の権利が守られること）

全ての人が個人として尊重されることが重要です。

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、権利擁護の取り組みを推進していくことが必要です。

寝たきり状態や障がいのため自分の意思を表明できない人や認知症高齢者の経済活動についての支援や、高齢者、障がい者、子どもへの虐待防止や、配偶者への暴力防止等、個人の尊厳についての啓発を進めていくことが必要です。

また、普段から地域の人々が注意深く見守り、異変を感じたら行政等に通報するなど、地域と行政等が連携して適切な対応をとることで、こうした問題の発生や深刻化を防ぐことにつながることから、地域での見守りは大変重要です。

地域での見守り体制の推進と地域と行政等の連携による対応に努めていきます。

### (1) 権利擁護事業の確実な実施

成年後見制度の適切な利用を進めます。

市の事業や福祉医療の現場等における市民の虐待に関する相談や通報に対して迅速に対応し、虐待やDV、いじめ等疑われるケースでは関連機関と連携して、虐待防止や早期発見等の対応に取り組みます。

福祉分野別の関連機関や人権擁護委員、法務局等と連携して、権利擁護に向けた対策に取り組んでいきます。

#### 市民一人ひとりが取り組むこと【自助】

- ・虐待やDV、いじめ等の防止に関する知識と理解を深めましょう。
- ・悪徳商法や振り込め詐欺にあわないよう、不審な訪問者や電話に即答せず、家族や警察、消費生活センターに知らせましょう。
- ・常日頃から離れて住んでいる家族と連絡を取り合うようにしましょう。
- ・家族との会話の時間を十分に取らしましょう。

#### 地域が取り組むこと【共助】

- ・身近な地域で異変を感じたら、市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察等に知らせましょう。
- ・普段から身近な地域の子ども、高齢者、障がい者やその家族へ声かけをしましょう。
- ・悪徳商法や振り込め詐欺が疑われる事例等が発生した時は、地域でお互いに声をかけて注意を呼びかけましょう。

#### 市が取り組むこと【公助】

- ・成年後見制度の適切な利用を進めます。
  - 成年後見制度利用支援事業
- ・虐待やDV、いじめ等への対策を迅速かつ適切に進めます。
  - 要援護高齢者等の支援
  - 虐待防止施策の推進
  - スクールカウンセラー
  - 要保護児童対策地域協議会との連携
- ・悪徳商法や振り込め詐欺の被害にあわないよう、注意喚起と防止対策を進めます。
  - 消費生活センターとの連携
  - 警察等との連携

## (2) 人権擁護の啓発

高齢者、障がい者、子ども、女性等に限らず、あらゆる人権の尊重に関わる意識の向上を目指して、市の事業や広報活動等さまざまな機会を通して、人権擁護の啓発に取り組んでいきます。

### 市民一人ひとりが取り組むこと【自助】

- ・ 人権擁護や制度に関心を持って理解を深めましょう。
- ・ 人権擁護に関する講座や行事に参加しましょう。
- ・ 地域の人とのあいさつ等、交流を図りましょう。

### 地域が取り組むこと【共助】

- ・ 地域で人権擁護に関する講座や地域の人との交流を図る行事を開催しましょう。

### 市が取り組むこと【公助】

- ・ 人権擁護に関する啓発を進めます。
  - 成年後見制度の広報等による周知
  - 人権擁護に関する講座等
  - 地域の福祉教育に関わる活動の支援
  - 特設人権相談等の開催

## 第2節 【基本目標2】「福祉のこころ」と「地域のきずな」を育む支援

### 1 地域福祉の啓発と推進

地域福祉の啓発と推進には、市民が福祉に対する関心を高め、地域におけるそれぞれの関わりを大切にする「福祉のこころ」と「地域のきずな」を育むことが重要です。

また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等の地域団体やNPO、ボランティア、地域活動団体等の活動支援を通じて地域と行政の協働を進めることも重要です。

#### (1) 地域福祉の啓発

個人が、お互いの立場を尊重し、思いやりの心を持って地域のきずなを築いていくよう、地域福祉に関する普及啓発に取り組みます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"><li>・身近な地域に関心を持って、地域福祉への理解を深めましょう。</li></ul>
地域が取り組むこと【共助】
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域での福祉活動を地域の人々へ周知しましょう。</li><li>・地域で地域福祉の推進に関わる講座や行事を開催しましょう。</li><li>・地域で活動している人や団体等は、その活動を通して地域福祉の啓発を進めましょう。</li></ul>
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉に関する普及啓発を進めます。<ul style="list-style-type: none"><li>○ 広報等による情報提供</li><li>○ 福祉に関する講演会や講座等の開催</li><li>○ 生涯学習機会を通じた福祉教育の推進</li></ul></li></ul>

## (2) 地域福祉の推進

地域の人々の支え合いや助け合いと、市や関連機関が協働し、地域の安全安心な暮らしにつながっていくよう、市民や地域の福祉活動の支援に取り組みます。

### 市民一人ひとりが取り組むこと【自助】

- ・ 地域福祉の推進に関わる講座や行事に参加しましょう。
- ・ 地域の人とのあいさつ等、交流を図りましょう。
- ・ 地域の福祉活動に参加しましょう。

### 地域が取り組むこと【共助】

- ・ 社会福祉協議会の働きかけによる福祉会等の小地域福祉活動を進めましょう。
- ・ 見守りや防犯パトロール等の地域での福祉活動への参加を呼びかけましょう。
- ・ 地域での災害等の避難協力体制を整えましょう。

### 市が取り組むこと【公助】

- ・ 市民や地域の福祉活動の支援と協働を進めます。
  - 民生委員・児童委員の活動支援
  - 社会福祉協議会の活動支援
  - 地域での福祉活動の支援
  - 災害等の避難協力体制の支援



## 2 地域福祉の人材の育成と活動支援

民生委員・児童委員は、「社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める」とされており、その活動を支援することは重要です。

また、地域福祉の担い手として、福祉委員や見守りボランティア等の育成を図り、その活動を支援することも重要です。

### (1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域において身近な公的な地域福祉の活動者であり、地域住民の状態を把握することはその仕事の一つです。

十分にその活動ができるよう、協働する取り組みを進めます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"><li>・住んでいる地域の民生委員・児童委員が誰であるかを把握しましょう。</li><li>・民生委員・児童委員の活動にできる範囲で協力しましょう。</li></ul>
地域が取り組むこと【共助】
<ul style="list-style-type: none"><li>・民生委員・児童委員と連携して、地域の福祉活動を進めましょう。</li><li>・個人情報の保護に十分留意したうえで、民生委員・児童委員と情報の共有を図りましょう。</li></ul>
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"><li>・民生委員・児童委員の活動を支援し、協働して適切な情報の共有と課題の対応に取り組めます。<ul style="list-style-type: none"><li>○ 民生委員・児童委員活動の支援</li></ul></li></ul>

## (2) 福祉委員と地域ボランティア

福祉委員や地域ボランティア活動を行う地域の担い手を広く確保し、その活動と育成の支援に取り組みます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域ボランティアに関心を持ちましょう。</li></ul>
地域が取り組むこと【共助】
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域ボランティアを広く募集し、育成に取り組みましょう。</li><li>・地域で活動をしている人や団体等は、福祉委員等の活動と連携し協力しましょう。</li><li>・社会福祉協議会の働きかけによる福祉会の設置を進めましょう。</li></ul>
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉委員や地域ボランティア活動を進める社会福祉協議会の取り組みを支援し、協働して課題の対応に取り組みます。<ul style="list-style-type: none"><li>○ 社会福祉協議会の取り組みを支援</li><li>○ 地域ボランティア活動との協働</li></ul></li></ul>

### 第3節 【基本目標3】地域の福祉活動への参画と協働

#### 1 地域活動への参加

地域福祉の啓発とあいまって、市民の地域の福祉活動への参画を進める必要があります。

自治会や老人クラブ等の地域活動に参加することは、参加した市民にとって地域の関わりが深くなるきっかけとなり、こうしたことが積み重なることによって地域福祉の推進につながっていきます。

自治会や老人クラブ等の地域活動団体が市民の参画を促す活動を支援していきます。

#### (1) 地域活動への参加推進

自治会は、地域の活動として最も身近で目に見える集まりで、自治会の地域活動は地域生活に密着した活動が多く、その担い手は地域に住む市民です。

また、地域の高齢者で組織する老人クラブは、高齢者自身の活動だけでなく、地域の福祉に関わる活動も進めています。

これらの地域に密着した活動への市民の参加を推進し、支援していく取り組みを進めます。

#### 市民一人ひとりが取り組むこと【自助】

- ・住んでいる地域の自治会に加入しましょう。
- ・65歳以上の方は老人クラブに加入しましょう。
- ・住んでいる地域の自治会の活動に参加しましょう。

#### 地域が取り組むこと【共助】

- ・地域で活動をしている人や団体等は、自治会の活動と連携し協力しましょう。

#### 市が取り組むこと【公助】

- ・自治会の活動を支援し、協働して取り組みます。
  - 自治会の地域活動の支援

## (2) ボランティア活動の推進

本市における地域福祉に関するボランティア活動は、主に社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターに登録して活動しています。

これらのボランティア活動は、公的なサービスのすき間を補完し地域福祉の推進に重要な役割を果たしています。

地域のボランティア活動を支援し、協働する取り組みを進めます。

### 市民一人ひとりが取り組むこと【自助】

- ・地域のボランティア活動に関心を持ち、できる範囲でボランティア活動に参加しましょう。
- ・自分の経験や技術を活かせることがあれば、ボランティアとして登録しましょう。

### 地域が取り組むこと【共助】

- ・地域で活動をしている人や団体等は、ボランティア活動と連携し協力しましょう。
- ・ボランティアセンターは、ボランティア活動の調整と周知を図りましょう。

### 市が取り組むこと【公助】

- ・ボランティアセンターに登録されているボランティアの情報を把握し、市の事業や行事等で協働することや、その活動を支援することを進めます。
  - ボランティアの情報を把握
  - ボランティア活動との協働や支援

## 2 地域交流の推進

地域福祉に関する事業や取り組みにおいて、利用者、参加者が集まって交流することは重要です。

地域交流を推進する事業や取り組みを行いやすいように、活動時間や費用、活動地域に配慮した場の提供を図ります。

同じ目的や悩みを持つ人々が互いに理解を深め合うことや、支援者とのやり取りを共有することによる共感や安心感は、その事業や取り組みの目的達成へ大きく寄与します。

こうした事業や取り組みは通常それぞれ単独で行うため互いの交流は希薄で、他の事業や取り組みについて知らない場合が多く、事業や取り組み同士の交流や連絡機能を設けることで、利用者、参加者の交流が深まると共に内容の充実が図られる機会にもなります。

地域の人々が集まって交流できる事業や取り組みを推進していきます。

### (1) 地域交流の場の拡充

地域の誰もが気軽に集い交流できる場や地域の福祉活動の場を充実させる取り組みを進めます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
・ 地域で集うことができる場所を把握しましょう。
地域が取り組むこと【共助】
・ 地域を拠点とする福祉活動を進めましょう。
・ 地域に施設を持つ事業者や関連団体は、交流の場として施設の提供など協力しましょう。
市が取り組むこと【公助】
・ 市の施設を地域の活動に開放し、交流の場の拡充に取り組みます。
○ 公民館や公共施設の開放促進                      ○ 公園等の利用の推進

## (2) 地域交流活動

地域活動が発展していくよう、地域の連携・ネットワークづくりに向けて交流活動の支援や調整を行う取り組みを進めます。

### 市民一人ひとりが取り組むこと【自助】

- ・ 地域交流の事業や行事に参加しましょう。
- ・ 社会福祉センター等の交流施設を利用しましょう。

### 地域が取り組むこと【共助】

- ・ 地域で活動をしている人や団体等は、単独で行う活動に加えて、他の団体と協働、交流できる活動を進めましょう。
- ・ 社会福祉協議会等は、さまざまな地域の活動団体の交流促進やネットワーク化を進めましょう。

### 市が取り組むこと【公助】

- ・ 地域での交流活動を支援し、協働やネットワーク化を支援します。
  - 社会福祉協議会等の支援

## 第4節 【基本目標4】地域と行政の連携強化

### 1 地域と行政のネットワーク

地域福祉の推進の柱は、地域と行政の協働です。

地域では、福祉活動を行うにあたって地域のどこにどういう人がいて、何に困っているかをできるだけ把握する必要があります。

一方、行政は福祉やその他の分野において公的な情報を管理しています。

地域と行政の間で個人情報の保護に十分留意しながら、これらの情報を適切に共有することで、効果的に協働して地域福祉を推進していくことができます。

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域団体、福祉事業者や市が保有する地域の福祉に関する情報の集約、共有化を推進していきます。

地域の福祉に関する情報の集約、共有化について適切な運用管理のあり方を検討します。

(1) 地域福祉情報の提供、共有

民生委員・児童委員や在宅介護支援センター等地域を把握できる関連機関及び自治会等と連携して、身近な地域の中で高齢者や障がい者等の支援を必要とする人を把握し、適切な支援につなぐネットワークづくりに取り組みます。

<b>市民一人ひとりが取り組むこと【自助】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民自身が支援を必要と思ったときは、民生委員・児童委員や自治会等に知らせましょう。</li></ul>
<b>地域が取り組むこと【共助】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域で活動をしている人や団体等は、支援を必要とする人を見つけた時は、個人情報の保護について十分留意し、市に直接伝えるか、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等を通じて市に知らせましょう。</li><li>・地域福祉の情報について、定期的に市と情報を共有しましょう。</li></ul>
<b>市が取り組むこと【公助】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の関連団体等と定期的に地域福祉情報を交換する等、地域福祉情報の共有を進めます。<ul style="list-style-type: none"><li>○ (障がい者)地域自立支援協議会</li><li>○ 子ども・子育て会議</li><li>○ 要保護児童対策地域協議会</li><li>○ 民生委員児童委員協議会</li></ul></li></ul>



## (2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進する民間組織で、地域福祉の推進に幅広く貢献しています。

社会福祉協議会との連携強化を図り、福祉に関する啓発や福祉ボランティア育成等の地域福祉に関わる取り組みを支援していきます。

### 市民一人ひとりが取り組むこと【自助】

- ・社会福祉協議会の活動を把握しましょう。
- ・心配ごとや悩みごとがある時は、社会福祉協議会に相談しましょう。
- ・社会福祉協議会の活動に協力しましょう。

### 地域が取り組むこと【共助】

- ・地域で活動をしている人や団体等は、社会福祉協議会との協働を進めましょう。

### 市が取り組むこと【公助】

- ・社会福祉協議会の活動支援と協働を進めます。
  - 社会福祉協議会の活動支援
  - 社会福祉協議会との協働



## 第5章 計画の推進に向けて



## 第5章 計画の推進に向けて

### 第1節 行政による計画の推進

#### 1 計画の公表、周知、啓発

本計画は、地域福祉の推進を掲げて策定される計画です。

地域福祉の推進は、市民をはじめとする地域、福祉関連事業者、行政の協働で実現するものです。

本計画は、市の福祉窓口、市のホームページ等で公表し、地域福祉の推進について理解と協力を求めています。

#### 2 計画の推進と連携

本計画を効率よく、かつ効果的に推進していくため、福祉3計画と連携を図ります。

#### 3 計画の進捗状況の点検、評価

計画期間である平成35(2023)年度までの7年間において、各年度及び国の制度改正等必要と認められるときは、計画の遂行状況を宮若市地域福祉計画策定委員会が点検・把握し、取り組みの成果を評価します。



資料





## 資料

### 用語

## あ 行

### NPO法人

特定非営利活動法人。営利を目的とせず、その活動目的に賛同する人たちからの寄付やボランティアの協力等の支援を受け、その目的を達成しようとする民間の団体。

特定非営利活動促進法（NPO 法）は、このような市民団体に法人格を与え、市民活動の発展を促進する目的で平成 10(1998)年に制定された。

non profit organization の略。

## か 行

### 介護保険給付サービス

要介護認定等を受けた被保険者への介護給付及び介護予防給付。

認定区分・必要性に応じて居宅サービス、施設サービス等が受けられる。

### 介護保険地域支援事業

被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業。

①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業がある。

### 学童保育

放課後児童健全育成事業。放課後児童クラブともいう。放課後や長期休業中に、就労等により保護者のいない家庭の子どもを対象に実施する保育、活動の場。

保護者の勤務等の都合により、昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、放課後に小学校等の空教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業。

### 家庭児童相談員

家庭児童相談室を参照。

### **家庭児童相談室**

家庭における適正な児童の療育等家庭児童福祉の向上を図ることを目的として、福祉事務所に設置された相談所。

家庭児童相談員が配置され、家庭における児童の育成上の種々の問題について相談指導を行っている。

### **ケアマネージャー**

介護支援専門員。

ケアマネジメントの機能を担う専門家のことで、要介護等認定者や家族の相談に応じ、要介護等認定者がその心身の状況等に応じて適切なサービスを利用できるよう、市町村・介護サービス事業者・介護保険施設等との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

### **後期高齢者**

75歳以上の高齢者。

### **合計特殊出生率**

一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均をとった指標。

### **高齢者人口**

65歳以上の人口。

### **コーディネーター**

coordinator 物事の調整役。

本書中(53頁)のコーディネーターは、要保護児童対策地域協議会に設置される要保護児童対策調整機関をいい、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う。

児童福祉法第25条の2第4項及び第5項に規定されている。

### **国勢調査**

人口及び世帯に関するデータを調べる全数調査。

10年ごとに総務大臣が行い、その中間の5年目に当たる年には簡易な調査を行うとされている。

統計法第5条の基幹統計のための調査。

## 国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

平成 8(1996)年厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生。

## 子育て支援センター

地域で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援等を通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした事業又はその施設。

## 子ども・子育て会議

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組み。

国が設置する会議と地方自治体が設置する会議がある。

## 子どもの貧困

厚生労働省の「国民生活基礎調査」では、OECD の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分(貧困線)を下回る 18 歳未満の子どもをいい、子ども全体に対する割合を「子どもの貧困率」という。

## 雇用の非正規化

企業等の雇用形態として、正規雇用(正社員)から非正規雇用(パート社員や派遣社員等の非正社員)に移り、社会的に非正規雇用の労働者が増加すること。

## 孤立死

孤独死とも。誰にも看取られずに自宅で亡くなること。今のところ統一的な定義は定められていない。

## さ 行

### 災害時要援護者避難支援計画

災害時要援護者(災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の一連の行動をとるのに支援を要する人々)の避難支援について、対象者の範囲、支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制(各部局、関係機関等の役割分担)等を定める計画。

## 在宅介護支援センター

老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に規定されている老人介護支援センター。

地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設。

## 市町村地域福祉計画策定ガイドライン

市町村が、地域福祉計画を策定するにあたり、国の指針に基づいて、都道府県が市町村に示した指針(ガイドライン)。

## 児童相談所

都道府県等に設置された児童福祉の機関で児童福祉法第 12 条に規定されている。

児童福祉に関する市町村相互間の連絡調整、情報の提供や専門的な知識及び技術を必要とする相談支援、指導、児童の一時保護等を行う。

## 児童福祉法

昭和 22(1947)年に成立した、児童の福祉に関する基本的な法律。

第 1 条に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」とし、第 2 条に国民、保護者、国及び地方公共団体の責務が規定されている。

## 社会関係資本

ソーシャルキャピタルを参照。

## 社会的孤立

家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態。

## 社会福祉協議会

すべての都道府県・市区町村に設置された民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織で社会福祉法第 109 条に規定されている。

## 社会福祉事業

社会福祉法第 2 条各項に規定された事業。第一種社会福祉事業(第 2 条第 2 項)と第二種社会福祉事業(第 2 条第 3 項)がある。

## 社会福祉事業法

社会福祉法の旧名。昭和 26(1951)年に成立した、社会福祉事業、福祉事務所、社会福祉法人等の社会福祉の共通基盤制度を規定した法律。平成 12(2000)年の改正で「社会福祉法」に変更された。

## 社会福祉センター

宮若市社会福祉センター、「所田の湯」。福祉に関する各種の相談に応じるとともに健康の増進、機能回復及び教養の向上、レクリエーション等の便宜を供し、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置したもので、社会福祉協議会が運営している。

貝島炭砒保険組合が運営していた保養所が旧宮田町に移管され、老人休養ホームを経て宮若市社会福祉センターとなった。

## 社会福祉法

社会福祉事業法が平成 12(2000)年に改正され名称が変更された。

行政の措置制度から利用者がサービスを選択する利用制度への転換、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画等が規定された。

## 社会福祉法人

社会福祉法に定める社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人で、社会福祉法第 22 条に規定されている。

## 住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所等が記載された住民票を編成したもので、住民に関する事務処理の基礎となるもので、住民基本台帳法第 5 条に規定されている。

## 障がい者基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。基幹相談支援センターで、障害者総合支援法第 77 条の 2 に規定されている。

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業等を実施する。

## 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした法律。

## 障害者総合支援法

障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行う法律。

## 障がい福祉サービス

障害者総合支援法第 5 条に規定されているサービスで、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助がある。

## 消費生活センター

地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関で、消費生活に関する相談に応じ、相談内容により問題解決のための助言や各種情報の提供を行う。また、必要に応じてあっせん等を行うこともある。

消費者安全法第 10 条に規定されている。

## 食育

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組み。

## シルバー人材センター

シルバー人材センターとは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織として、原則として市町村単位に置かれており、都道府県知事の指定を受けた社団法人。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、法に定める身体障がいの範囲・程度に該当する者に対して交付される手帳。障がいの程度により 1 級から 6 級までの障がい等級がある。

## 身体障害者福祉法

身体障がい者福祉の基本を定める法律。身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的としている。

## スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等で、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア等を行う。

## 生活困窮者

生活困窮者自立支援法では、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

### 生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給等を定めた法律。

### 生活保護法

憲法第 25 条に規定する理念（生存権）に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、保護のあり方を定めた法律。

### 成年後見制度

家庭裁判所が選任した成年後見人が、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人の財産管理、身上監護等を本人に代わって行う制度（法定後見）と、判断能力があるうちから利用できる任意後見制度がある。

### 前期高齢者

65 歳以上の高齢者のうち、75 歳未満の高齢者。

### 生産年齢人口

15 歳以上 65 歳未満の人口。

### 精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき交付される手帳。精神疾患がある人のうち、精神障がいのため日常生活又は社会生活に制限のある人の社会復帰や社会参加の促進を目的としている。精神疾患の状態、能力障がいの状態により 1 級から 3 級までの障がい等級がある。

### ソーシャルキャピタル

social capital。人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴をいう。

## た 行

### 団塊の世代

第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のことで、昭和 22 年(1947 年)から昭和 24 年(1949 年)にかけて生まれた世代をさす。第一次ベビーブーム世代。

### **地域活動支援センター**

障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業。

### **地域ケア会議**

地域包括支援センター又は市町村が主催し、医療・介護・福祉等の多職種が連携して、高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

### **地域子育て支援事業**

地域子ども・子育て支援事業。子ども・子育て支援法に規定された、市町村が子どもと子育てを支援するための13の事業。

### **地域自立支援協議会**

障がい児・者に関わる機関が緊密なネットワークを形成して相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場。市町村又は圏域で設置する地域生活支援事業の相談支援事業の1つ。

### **地域生活支援事業**

障がい者等の自立した地域生活を支援するための事業で、障害者総合支援法第77条に規定されている。

### **地域包括ケアシステム**

高齢者や障がい者等何らかの支援を必要とする人が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、①介護②予防③医療④生活支援⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供し、支援を要する人を地域社会全体で支えるしくみ。

### **地域包括支援センター**

地域における高齢者の生活を支援する中核機関として平成18(2006)年度に創設された。

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。

### **地縁型組織**

一般に地域を対象とした組織で、自治会・PTA等がある。特に地方自治法第260条の2による認可地縁団体をさす場合もある。

### **DV**

domestic violence の略。家庭内暴力。事実婚を含む、配偶者からの身体に対する暴力等をいう。



**特定非営利活動法人**

NPO法人を参照。

**特別支援学級**

障がいのある児童、生徒等、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級。

**特別支援学校**

障がいのある児童、生徒等に幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。

**な 行****ニート**

not in education, employment or training の略。 学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない 15～34 歳の個人。

**乳児院**

乳児等を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉法に規定された施設。

**乳児家庭全戸訪問事業**

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業。

**認知症ケアパス**

認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したもの。

**年少人口**

15 歳未満の人口。

## ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

## は 行

### ハローワーク

公共職業安定所。職業安定法に基づく国民に安定した雇用機会を確保することを目的とした行政機関で職業紹介、職業指導、雇用保険等に関する業務を行う機関。

### ひとり親家庭

母子のみの世帯と父子のみの世帯をさす。ひとり親家庭等として父母のいない児童や母子や父子以外の同居者がいる家庭をさすこともある。

### 福祉事務所

社会福祉法第 14 条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る社会福祉行政の機関で、都道府県及び市に設置が義務付けられている。

### ホームレス

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法では、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

### ボランティア

報酬を目的としないで、自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う活動又は人。

自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為又は人。

### ボランティアセンター

ボランティアを希望する人と、必要とする人をつないだり、ボランティア・市民活動を広く推進するためのさまざまな取り組みを行っている。社会福祉協議会に設置されている。

## ま 行

### 未就学児

小学校入学前の児童。

### 宮若市人口ビジョン

市の人口の現状を分析し、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したもので、「宮若市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて、効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎資料となるだけでなく、本市固有のさまざまな課題への解決に向けた基礎資料となるよう策定している。

### 宮若市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まちの活力の源となる就労基盤を整えるとともに、交流人口の拡大及び良好な都市環境を形成することにより、本市の定住魅力を高めていくことが必要で、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間における目標や施策の基本的方向、具体的な施策等を示したものの。

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

## や 行

### 要援護者台帳

避難行動要支援者名簿。

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）。

### 要介護等認定者

寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合で、介護認定審査会で要介護認定又は要支援認定を受けた高齢者等。

### 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づく、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

## ら 行

### **療育手帳**

児童相談所又は障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により、知的障がい者(児)に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援助を受けやすくすることを目的としている。

### **老人クラブ連合会**

老人福祉法に基づく、老人福祉を増進するための事業を行う老人クラブの市町村単位、都道府県単位等の集まり。

### **老老介護**

高齢者が高齢者の介護をすること。

高齢者同士の夫婦が配偶者の介護をしている、高齢の兄弟・姉妹が兄弟・姉妹の介護をしている、高齢者がより高齢の親の介護をしている等がある。

## 宮若市地域福祉計画策定委員会設置要綱

宮若市告示第 136 号

### 宮若市地域福祉計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定等に関し、必要な事項を協議及び調整するため、宮若市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の策定に関する事項
- (2) 福祉計画の遂行状況に関する事項
- (3) その他福祉計画に関する事項

#### (組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職員をもって組織する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が完了するまでとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長に副市長を、副委員長に民生部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(補助機関)

第7条 委員会の補助機関として、福祉計画の素案を作成するため、宮若市地域福祉計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会の部会員は、別表第2に掲げる職員をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、民生部保護人権課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長
民生部長
民生部次長
子育て支援課長
健康福祉課長
保護人権課長

別表第2（第7条関係）

子育て支援課 子育て支援係長
子育て支援課 幼児育成係長
健康福祉課 障害者福祉係長
健康福祉課 健康対策係長
健康福祉課 高齢者福祉係長
健康福祉課 地域包括支援センター係長
保護人権課 事務係長
保護人権課 人権福祉係長





《発行・編集》 **宮若市民生部保護人権課**

〒823-0011 福岡県宮若市宮田2-9番地1

TEL : 0949-32-0765

FAX : 0949-32-9379

